

(厚生労働省受託)

平成28年度
水道水質管理向上手法に関する調査
報告書

平成29年03月24日
株式会社三菱化学テクノリサーチ

目次

1	調査目的	1
2	水道水質関連調査結果等の解析	1
2.1.	地方自治体における貯水槽水道の管理状況のグループ分け	1
2.2.	国設置簡易専用水貯水槽の検査状況の調査	1
3	貯水槽水道の受検率向上に向けた管理指針（案）の導入に当たっての検討	4
3.1.	意見収集	4
3.1.1.	意見聴取方法	4
3.1.2.	対象と意見収集状況	4
3.1.3.	収集した意見のまとめ及び貯水槽水道の適切な管理に関する指針（案）の検討	5
(1)	「条例・要綱等により貯水槽水道の設置・変更・廃止に係る設置者からの届出を義務付け、施設の設置状況の把握を行うものとする」に対する意見	5
(2)	「貯水槽水道の設置場所、設置者、受検状況、指導履歴等指導に必要な情報が記載された「貯水槽水道施設台帳」を作成し、これを常に整理する」に対する意見	6
(3)	「水道事業者に、容量不明の貯水槽水道、貯水槽水道の新設、構造等の変更及び廃止についての状況の把握について協力を依頼し、定期的に報告を受ける」に対する意見	12
(4)	「自治体は、条例・要綱により設置者からの受検報告を義務付け、受検状況を直接把握できるよう努めること」に対する意見	14
(5)	「貯水槽水道施設の設置者又は管理者及び貯水槽水道施設の利用者に対し、リーフレット、パンフレット及びホームページ等の活用による情報提供や定期的な講習会の開催等により、施設の維持管理及び検査の重要性に関する啓発を図る」に対する意見	16
(6)	「受検施設に対し、施設のエントランス等に貼る検査済みステッカーを交付するなど設置者や利用者の管理意識の向上に努める」に対する意見	17
(7)	「一定期間連続して受検して問題がなかった貯水槽水道施設の設置者に対する優遇策を検討する」に対する意見	17
(8)	「水道事業者の報告等により貯水槽水の設置を知ったときは、当該設置者に検査の実施その他水道法に規定する適切な管理をするよう指導する」に対する意見	18
(9)	「毎年貯水槽水道施設台帳と検査機関からの報告を照合し、報告がなかった施設の設置者に対して、速やかに検査を受けるよう指導する」に対する意見	20
(10)	全般についての意見	21
3.2.	貯水槽水道受検率向上に向けた管理指針案に関する収集意見のまとめ	24
4	貯水槽水道の管理向上に有効な取組の抽出・展開	26
4.1.	貯水槽水道の管理向上に有効な取組	26
4.1.1.	対象施設を把握する取組事例	27
(1)	設置者による届出及び廃止・変更届等	27

(2) 台帳整備と水道事業者との共有.....	29
(3) 対象施設の調査.....	30
(4) 設置者による受検報告.....	30
(5) 検査機関による代行報告.....	31
(6) 受検率向上の為の啓発活動及び受検の促進.....	32
4.1.2. 貯水槽水道の管理向上に有効な取組の抽出.....	33
4.2. 貯水槽水道の管理向上に有効な取組の展開.....	34
4.2.1. 管理向上の取組成果の検証.....	34
(1) 設置者による設置・廃止・変更等届出の義務化の効果.....	34
(2) 施設台帳整備の効果.....	35
(3) 水道事業者との連携の効果.....	35
(4) 設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携を一体的に実施する効果.....	36
(5) 施設設置状況調査の検証.....	36
(6) 設置者による受検報告義務化の検証.....	37
(7) 検査機関への代行報告依頼の効果の検証.....	37
(8) 管理向上の取組成果の検証結果.....	39
5 貯水槽水道の適切な管理に関する指針（案）の見直し.....	41

平成28年度 水道水質管理向上手法に関する調査

1 調査目的

水道水質管理水準の向上を図るため、貯水槽水道（簡易専用水道及び小規模貯水槽水道）の受検率把握方法の改善及び受検率向上に向け、「平成27年度水道水質管理向上手法に関する調査業務」（以下、平成27年度調査）により作成された管理指針（案）の導入試行及びその効果の検証を行い、地方自治体における貯水槽水道管理の向上を目的とした具体的な取組の推進について検討するものである。

2 水道水質関連調査結果等の解析

厚生労働省で実施した平成23～27年度水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査のデータを元に、地方自治体における貯水槽水道の管理状況の解析を行った。

2.1. 地方自治体における貯水槽水道の管理状況のグループ分け

平成27年度調査においては、各地方自治体における貯水槽水道の管理状況を次のとおりグループ分けした。

図表 1 貯水槽水道の管理状況グループ分け

	パターン	定義	対象自治体数
良パターン	パターン1	受検率が徐々に上昇している。	3
	パターン2	高い受検率を維持している。	11
	パターン3	登録水質検査機関から報告された検査実施施設数と水道行政部局から報告された施設数がほぼ一致している。	8
悪パターン	パターン1	受検率が徐々に下落している。	5
	パターン2	低い受検率を維持している。	9
	パターン3	登録水質検査機関から報告された検査実施施設数と水道行政部局から報告された施設数が大きくかい離している。	4

パターン1は、受検率に変動が見られる自治体であり、パターン2は、変動が少ない自治体である。また、パターン3は、管理レベルが良好、あるいは、悪いと見られる自治体である。

後に述べる「貯水槽水道の受検率向上に向けた管理指針（案）の導入にあたっての検討」「貯水槽水道の管理向上に有効な取組の抽出・展開」において、情報収集等の調査対象として、「貯水槽水道の管理状況グループ分け」において抽出した特徴ある自治体を選定した。

2.2. 国設置簡易専用水貯水槽の検査状況の調査

国の設置する簡易専用水道の検査状況を確認するため、設備管理を行う国側の機関の設備情報と検査機関の検査結果情報の突合を行った。

突合の元となる施設名称、施設所在地のデータベースを次に示す。

図表 2 国所管簡易専用水道設備 検査状況突合対象データベース

データベース呼称	元データ
国所管簡易専用水道設備 DB	110204 国設置簡易専用水道データベースの設備リストより抽出
検査機関検査済施設 DB	平成 27 年度簡易専用水道調査 回答結果を集積したリスト

注) いずれも、厚生労働省から提供

国所管簡易専用水道設備 DB と検査機関検査済施設 DB の突合結果を次に示す。

図表 3 国所管簡易専用水道設備 DB と検査機関検査済施設 DB の突合結果(施設数)

データベース	突合可*	突合不可	合計
国所管簡易専用水道設備 DB	1910(19)	1204	3114
検査機関検査済施設 DB	1902(11)	347	2249

※ 一方の DB の一つの施設名称が他方の DB の複数の施設に対応すると見られる場合があり、双方の重複数の違いにより突合可の施設数が一致していない。() 内は重複施設数。

国所管簡易専用水道設備 DB、検査機関検査済施設 DB とともに、突合できない施設が残った。

国所管簡易専用水道設備 DB は、6 割程度しか突合できなかった。

突合不可の施設が多数残る理由としては、各々のデータベースが不完全であるか、突合不可の施設が受検していないということが考えられる。

検査機関検査済施設 DB の突合不可とされた 347 件は、検査結果があるところから存在しており、国所管簡易専用水道設備 DB から漏れている、あるいは、突合不可の設備の中で異なる名称等でリストアップされている可能性がある。

国所管簡易専用水道設備 DB の突合不可とされる 1204 件は、先に述べたように、データベースに登録した名称等が異なるために突合されていない可能性や検査を受けていない可能性、検査は受けているが検査機関検査済施設 DB から漏れている可能性がある。

突合不可の施設については、個々に記載漏れや登録名称の違いなのか、検査未実施なのかといった原因を調べ、修正しなければ正確な受検率の把握は困難であることが分かった。

また、施設名、所在地の記入が不統一・不正確なものが多い。単一の施設名に複数の建物や貯水槽がある場合、個々の建物の名称が分けられている場合や一つの施設として扱われている場合などが混在している。建物の名称と施設名は必ずしも一致しておらず、複数の使用形態がある場合には同じ所在地に異なる施設名称で登録（記載）されている場合もある。団地形式の宿舎の様に一つの所在地に複数の施設がある場合や所有者や用途の変更により名称・呼称が変わるなど、対象施設に紛れが生じる可能性があり、台帳作成においては、名称や所在地等を正確に記載し、表現等を統一する必要がある。

国設専用水道に限らず、各自治体において簡易専用水道の設置状況を把握するための台帳作成及び突合に最低限必要な情報は、「対象施設の名称」と「所在地」及び「簡易専用水道貯水槽に相当するかどうかの情報（容量など）」である。後述する、「4.1.1 (2) 台帳整備と水道事業者との共有に示した台帳の様式」に例示している様に、台帳に施設の詳細な情報を盛り込むことが望ましいが、対象施設の把握を目的とするならば、上記だけでも十分であり、管理責任者等の連絡先などの個人情報、この段階では必ずしも必要ではない。通知や検査実施の確認等の必要がある場合には、所在が明確であれ

ば、権利責任者等を調べることは、自治体にとっては容易と考えられる。

これから台帳共有の為の突合を前提として台帳を作成する場合には、下記の点に留意する必要がある。

- ・ 簡易専用水道としての施設が区別できる名称を付ける。

対象施設の名称を建物の名称としても問題ない場合が多いと考えられるが、合同庁舎などの複数の建物を含む機関の名称などを施設名称とすると一つの施設や住所に複数の簡易専用水道がある場合があり、検査機関や自治体が各々で呼称をつけることがある。

- ・ 住所や建物の名称は、公式なものを正確に記述する。

施設名称は、同じ建物で異なる施設名が付いている場合がある。また、施設名称も建物の名称も、変わる可能性があることに留意する必要がある。

対象施設を把握することを目的とする突合は、「対象施設の名称」と「所在地」及び「簡易専用水道貯水槽に相当するかどうかの情報（容量など）」だけで可能であり、管理責任者の個人情報を含む台帳全体を共有する必要は必ずしもなく、双方の台帳が電子化されていれば比較的容易と考えられる。ただし、情報の収集及び更新を継続して行わなければ、突合した情報が陳腐化する事にも留意する必要がある。

3 貯水槽水道の受検率向上に向けた管理指針（案）の導入に当たっての検討

3.1. 意見収集

平成 27 年度調査において作成された「貯水槽水道の適切な管理に関する指針（案）」の実施に関して、各自治体の水道事業を所管する部署に対して意見収集を行った。

意見収集は、電子メールによるアンケート形式での調査を実施した。

3.1.1. 意見聴取方法

平成 27 年度調査において良パターン、悪パターンとして選定された自治体、及び、昨年度の受検率が 50%以下の自治体、85%以上の自治体の中から 100 件程度を抽出した。なお、抽出は任意のものではなく、特に優れた取組や問題意識を持っていると見られる自治体を意図的に選択したものも含まれる。

それらの自治体に対して、資料 1 「貯水槽水道の適切な管理に関する指針（案）」及び「貯水槽水道の管理向上に関する指針（案）」に関する調査票を送付し、意見を求めた。

また、合わせて、受検率向上に役立つ取組事例やツール（受検通知、受検報告ハガキ、施設台帳フォーマット）などの事例やツールの提供を求めた。

各自治体が所管する地域の意見をまとめて回答したものもあり、直接依頼していない地域の回答も得られ、それも合わせて分析を行った。

3.1.2. 対象と意見収集状況

意見収集対象は、次のとおりである。

図表 4 意見収集対象

区分 1	区分 2	定義
管理良好グループ (以下、「管理良好」)	良パターン	「貯水槽水道の管理状況グループ分け」参照
	高受検率	受検率 85%以上、100%以下
管理不良グループ (以下、「管理不良」)	悪パターン	「貯水槽水道の管理状況グループ分け」参照
	低受検率	受検率 50%以下
その他	—	※
全体	—	管理良好グループ、管理不良グループ、その他を合わせたもの。

※ 意見収集の対象は、「管理良好」に入る自治体と「管理不良」に入る自治体の中から、今回調査の対象となる中規模の自治体を中心に、一部の大都市など含めて随意に抽出した。意見収集が目的であるため、任意に対象を選定したものではない。

また、意見収集を依頼した県などの配慮により、県下の町村の意見も提出されており、それらも分析に加えた。その際に、提出のあった町村の受検率が昨年度調査において確認できている場合は、各町村の受検率に応じて高受検率、あるいは、低受検率に相当するものをそれぞれの区分に入れた。受検率が提示されていない自治体などは、その他として扱った。従って、その他は高受検率の町村も低受検率の町村も含まれる可能性がある。

意見収集件数は次のとおりである。

図表 5 意見収集状況

区分 1	区分 2	収集件数
「管理良好」	良パターン	21
	高受検率	41
「管理不良」	悪パターン	16
	低受検率	35
その他	—	28
合計	—	141

3.1.3. 収集した意見のまとめ及び貯水槽水道の適切な管理に関する指針（案）の検討

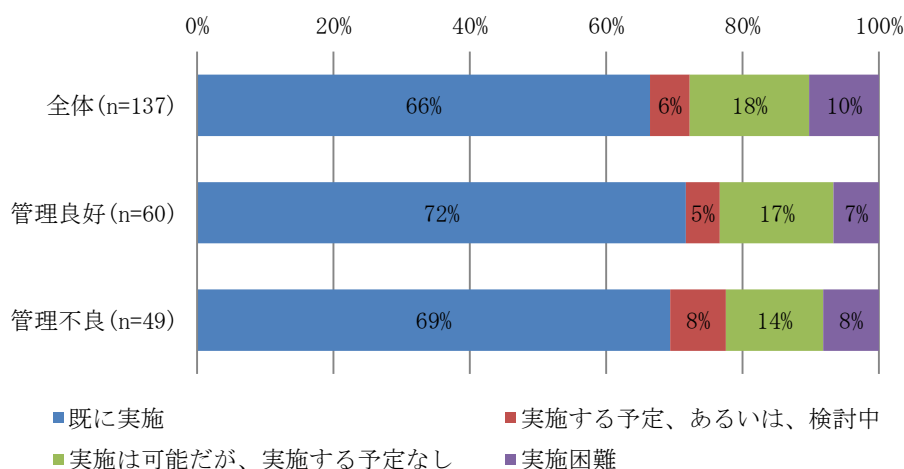
「貯水槽水道の適切な管理に関する指針（案）」に対する意見は以下のとおり。

(1) 「条例・要綱等により貯水槽水道の設置・変更・廃止に係る設置者からの届出を義務付け、施設の設置状況の把握を行うものとする」に対する意見

① 貯水槽水道の設置・変更・廃止に係る設置者からの届出義務に対する取組状況

現時点での貯水槽水道の設置・変更・廃止に係る設置者からの届出の義務付状況は、全体では「既の実施」の自治体は 66%であった。グループ別で見ると、「管理良好」の自治体では 72%の自治体が実施済なのに対し、「管理不良」の自治体では 69%となり、大きな差はなかった。

図表 6 貯水槽水道の新規設置等に係る設置者からの届出義務に対する取組状況



② 「実施予定なし」、又は「実施困難」な理由

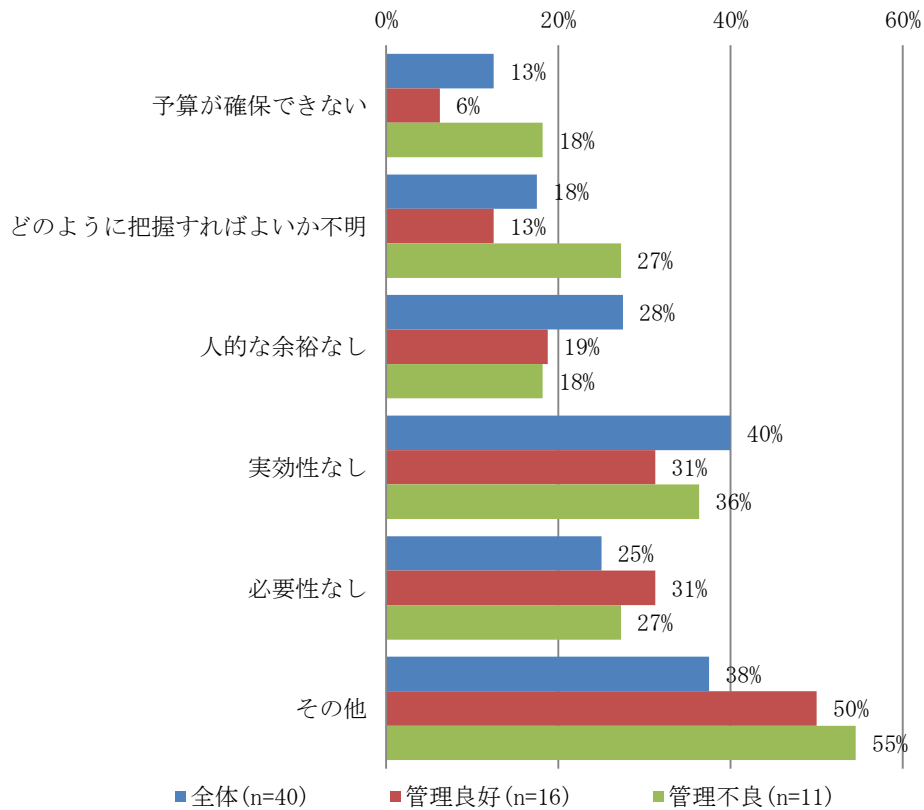
また、「実施は可能だが、実施予定なし」、又は「実施困難」と回答した自治体にその理由を尋ねたところ、全体では条例等を制定しても「実効性なし」が 40%で最も多く、次いで条例等を制定する「人的な余裕なし」が 28%であった。

これをグループ別で見ると、「管理不良」の自治体では、「実効性なし」が 36%、次いで「どのように把握すればよいか不明」が 27%であったが、「管理良好」の自治体では、「実効性なし」「必要性なし」は、それぞれ 31%であった。

「どのように把握すればよいか不明」との回答は、管理良好の自治体と比較して管理不良の自治体

の方がかなり多く、管理不良の自治体においては基礎データの収集段階から課題があることが示唆された。

図表 7 届出義務付けの「実施予定なし」、又は「実施困難」な理由（複数回答）



<「その他」の主な内容>

- ・水道法適用外の小規模水道については条例で義務付けする根拠が薄い。
- ・水道事業者と連携しており、給水装置の変更届等により異動を把握している。
- ・給水契約の開始・閉止、給水装置工事申込みにより届出としている。
- ・簡易専用水道については、要綱により、設置届等を届出るよう指導しているが、小規模貯水槽水道については、管理に関する要領を定めているが、届出を義務付けはしていない。
- ・国と地方公共団体の棲み分けとして、簡易専用水道は国（水道法）、小規模貯水槽水道は地方公共団体（条例、要綱等）が設置者に設置等の届出を義務づけるべき。簡易専用水道については水道法に規定されているので、地方公共団体の条例で設置等の届出を義務づけるべきでない。
- ・法令等による根拠がなかったため困難に感じていた。指針が作られれば根拠として使用したい。ただ、届出を義務化した場合、新規の貯水槽水道設置に関しては円滑に進められると思われるが、既存の貯水槽水道の届出をどう促しどう処理するかが課題と感じられる。また、簡専水の事務権限が当市にある一方で、簡専水以外の貯水槽水道の事務権限が県にあるため、どこが主体となって条例・要領を作成するか協議する必要がある。

(2) 「貯水槽水道の設置場所、設置者、受検状況、指導履歴等指導に必要な情報が記載された「貯水槽水道施設台帳」を作成し、これを常に整理する」に対する意見

① 「貯水槽水道施設台帳」作成の実施の可否

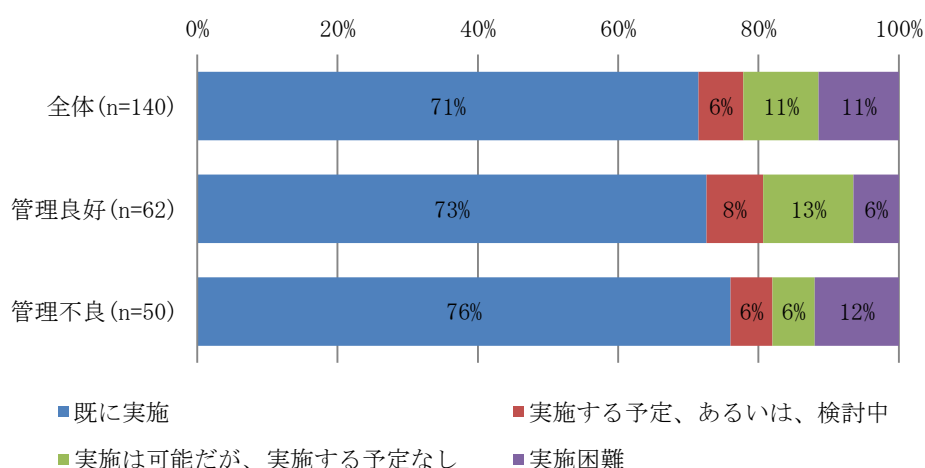
貯水槽水道施設台帳の作成状況を見ると、全体では「既に実施」「実施する予定、あるいは、検討中」

が 77%であった。一方、「実施は可能だが、実施予定なし」、又は「実施困難」と回答した自治体は、22%あった。

これをグループ別に見ると、「既に実施」の割合はほとんど差がなかったが、「実施困難」と回答した自治体は、「管理良好」の自治体では 6%であったのに対して、管理不良の自治体では 12%に及んだ。

台帳作成困難である理由については「⑤台帳を作成していない理由」に後述するが、対象施設を台帳、あるいは、リストなどにまとめられないということは、対象施設が十分に把握できないということにつながるものと考えられる。

図表 8 「貯水槽水道施設台帳」の作成状況

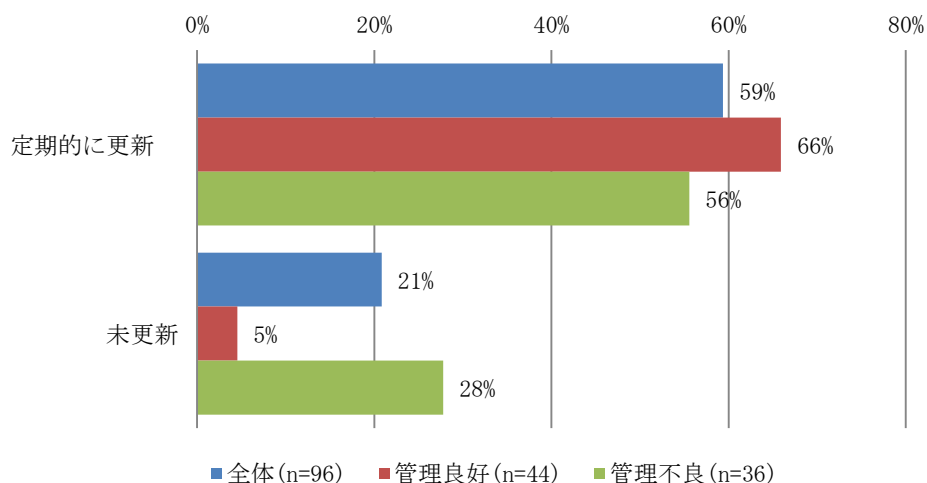


② 「貯水槽水道施設台帳」の管理状況

次に、既に台帳を作成している自治体にその更新頻度を尋ねたところ、全体では「定期的に更新」の割合は 59%で、一方、「未更新」の割合は 21%であった。グループ別では、「管理良好」の自治体では、「定期的に更新」は 66%、「未更新」は 5%であった。これに対し、「管理不良」の自治体では、「定期的に更新」は 56%であり、「未更新」の割合は 28%と「管理良好の」自治体の 5 倍以上であった。

台帳が更新されないため実状と乖離し、対象施設を把握できなくなることが管理不良につながっているものと見られる。台帳による管理においては適時更新することが必要と考えられる。

図表 9 「貯水槽水道施設台帳」の管理状況（複数回答）



続いて、台帳を「定期的に更新」と回答した自治体に対して、その更新頻度を確認したところ、「管理良好」、「管理不良」の自治体とも、「1年毎」と「届出の都度随時」に更新が大半を占めている。

<台帳更新の頻度>

・1年毎	…	23件
・届出の都度随時	…	22件
・1月毎	…	2件
・1年～2年毎、2年～3年毎、不定期	…	各1件

また、「未更新」の自治体に、台帳の最終更新年を尋ねたところ、平成25年という回答が3件で最多であった。一方、10年以上未更新となる平成17年以前に最終更新と回答した自治体が4件、さらに不明という回答も1件あった。なお、「管理良好」で台帳「未更新」の自治体からの回答は得られなかった。

<「未更新」の場合の最終更新年>

・平成25年	…	3件
・平成17年、同23年、同24年	…	各2件
・平成13年、同15年、同20年、同22年、不明	…	各1件

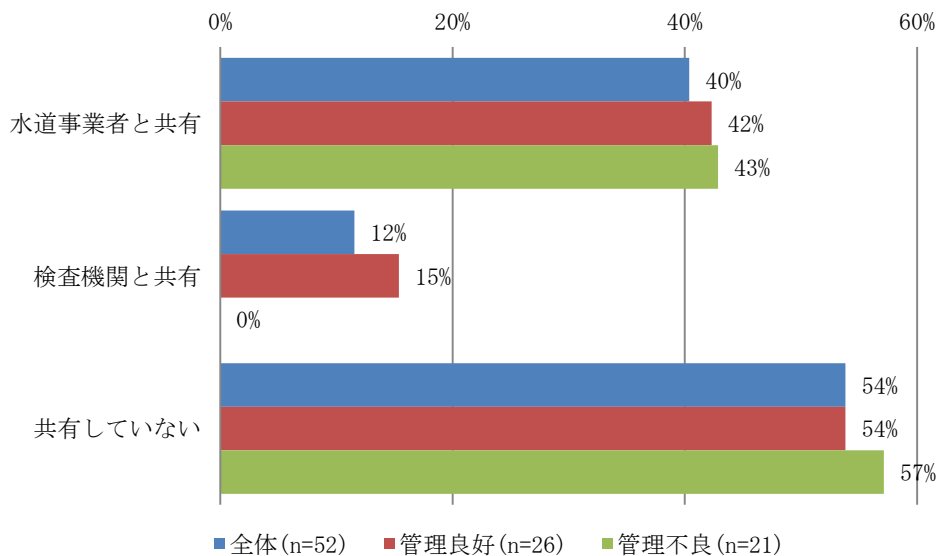
<「その他」の主な内容>

- ・設置、変更、廃止等の給水装置届出時に随時更新している。
- ・簡易専用水道の設置については、設置者からの届出の度に台帳を更新しているが、受検状況や指導履歴等の台帳は作成していない。
- ・簡易専用水道については、要領に規定し、新規、変更又は廃止の届出の際に台帳を更新している。また、水道事業者から簡易専用水道施設の新規給水申込等があった旨の報告があれば、設置者から届出があったとみなし、台帳の更新を行っている。
- ・小規模貯水槽水道については、設置者からの届出制とはしていないため、水道事業者からの情報提供があった際に、更新を行っている。
- ・届出のあったものを追加しているが、設置者の変更や勝手に撤去などを行っている場合もありすべてを整理するのは困難である。
- ・簡易専用水道については、台帳を作成し、毎年度、水道事業者及び検査機関に施設の現況の照会を行っている。小規模水道に対しては、台帳を作成していない。
- ・簡易専用水道は現地調査を実施、小規模貯水槽水道はアンケート調査を実施の上で台帳整備を進めている。

③ 「貯水槽水道施設台帳」の共有状況

貯水槽水道施設台帳の各機関との共有状況を見ると、全体においては、「水道事業者と共有」と回答した自治体は40%、一方、「検査機関と共有」しているのは12%、「共有していない」と回答した自治体は54%であった。グループ別でもほぼ同様の傾向であったが、「検査機関と共有」は、「管理不良」の自治体にはなかった。

図表 10 「貯水槽水道施設台帳」の共有状況（複数回答）



<「その他」の主な内容>

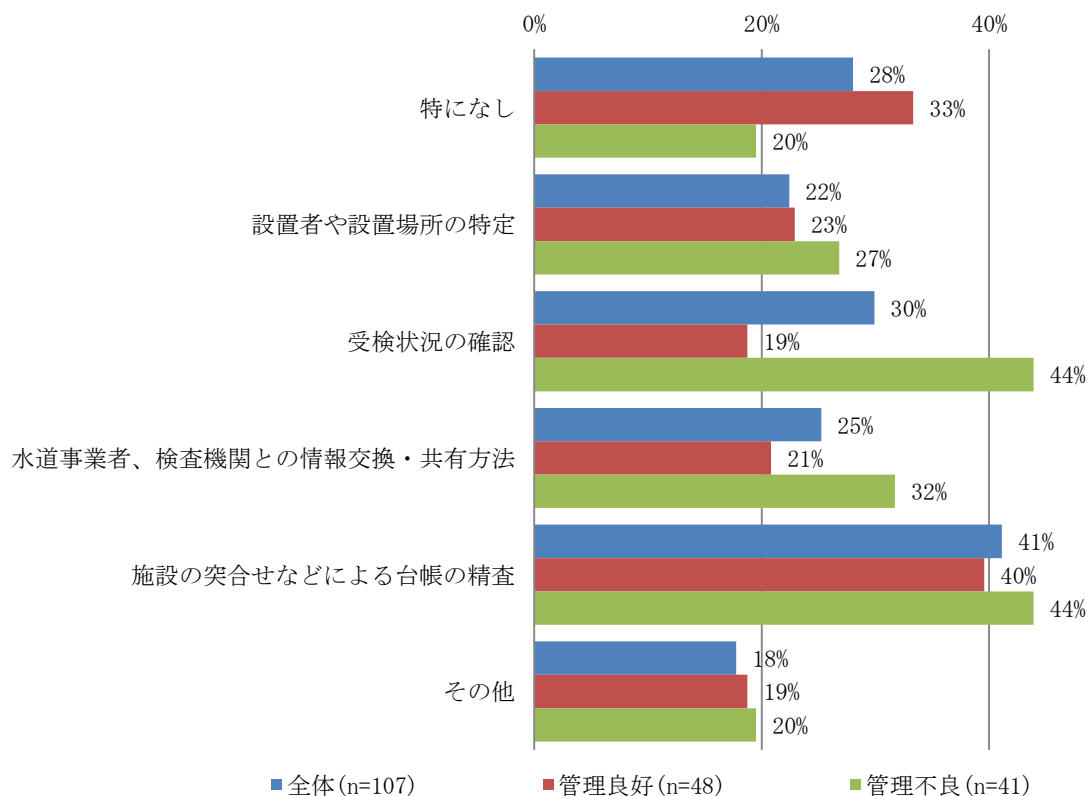
- ・台帳には個人情報を含むために水道事業者、検査機関へ写しを送付することはできないと考える。
- ・貯水槽水道情報の検査機関への通知は、設置者に検査機関の選択権があると考えられ、検査機関への設置情報の通知は、この選択権の行使に反する行いと考える。

④ 「実施中」、「実施予定」の場合の実施における課題

次に、「既に実施」、又は「実施予定、あるいは、検討中」と回答した自治体に、台帳作成及びその整理に関する課題を尋ねたところ、「管理良好」、「管理不良」いずれの自治体も「施設の突合せなどによる台帳の精査」との回答が最も多く、それぞれ40%、44%であったが、2番目に多かった回答は、「管理良好」な自治体では、「特になし」の33%であったのに対し、「管理不良」の自治体では、「受検状況の確認」の44%であった。なお、「管理良好」な自治体において「受検状況の確認」と回答した割合は、19%に留まっている。

「受検状況の確認」が「管理不良」の自治体において、顕著に高い。受検状況は設置者、検査機関、水道局などからの情報提供が必要であり、それらの関係者との連携、あるいは、コミュニケーションの重要性を示唆していると思われる。

図表 11 「貯水槽水道台帳」の作成及び整理に関する課題複数回答)



<「その他」の主な内容>

- ・設置者からの申請がないと、設備の更新や施設の廃止を認知することは難しい。
- ・人的な余裕がない。
- ・制度として「新規」「変更」「廃止」の各情報の把握に限界があり、変動状況がつかみきれない。
- ・空きビルで管理者不明など、立入調査が難しい設置場所がある。
- ・施設数が膨大であるため、指導及び台帳管理が困難

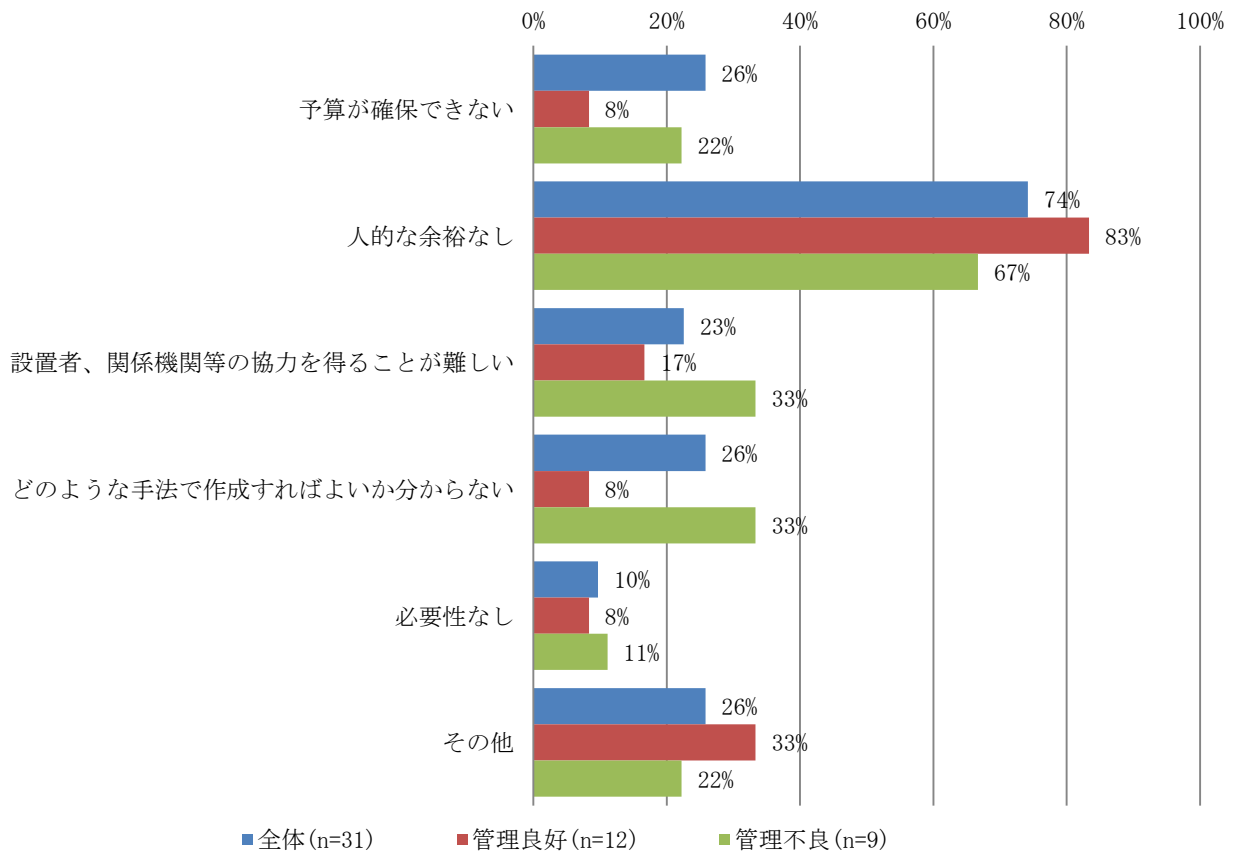
⑤ 台帳を作成していない理由

台帳未作成の自治体にその理由を尋ねたところ、「管理良好」、「管理不良」いずれの自治体も「人的な余裕なし」が最も多く、それぞれ83%と67%であった。

「管理不良」は、「設置者、関係機関等の協力を得ることが難しい」「どのような手法で作成すればよいか分からない」「予算が確保できない」の件数が「管理良好」より多くなっている。

予算については個別の自治体の事情も考えられるが、「設置者、関係機関等の協力を得ることが難しい」は、先に述べた関係者との連携やコミュニケーションの課題、「どのような手法で作成すればよいか分からない」は、作成手法に関する情報不足などの課題があると見られる。また、その他の意見においては、小規模貯水槽水道の把握が難しいとの意見もあった。簡易専用水道と小規模貯水槽水道の把握の困難さは、法的な位置づけの違いや数の多さなどに由来するものであり、対象施設の把握や指導において、簡易専用水道と小規模貯水槽水道の区別が必要と考えられる。

図表 12 「貯水槽水道台帳」の未作成理由（複数回答）



<「その他」の主な内容>

- ・水道事業者が台帳作成を作成しているため
- ・設置者の把握ができていないため
- ・小規模貯水槽水道は設置者の把握が難しく、台帳作成は困難。
- ・対象になると想定される件数が膨大であり、データの収集・台帳作成・文書管理に膨大な時間・コストを要すると考えられるため

(3) 「水道事業者に、容量不明の貯水槽水道、貯水槽水道の新設、構造等の変更及び廃止についての状況の把握について協力を依頼し、定期的に報告を受ける」に対する意見

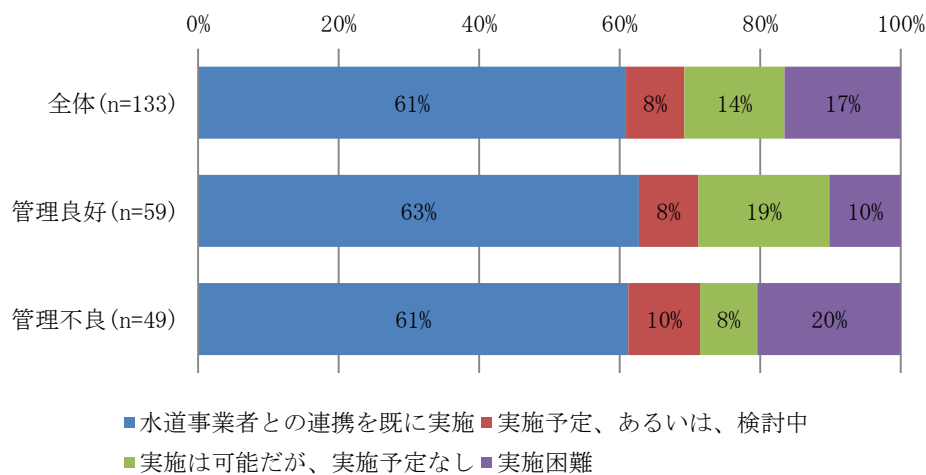
① 貯水槽水道の設置・変更・廃止に係る水道事業者との連携

貯水槽水道の設置・変更・廃止に係る水道事業者との連携状況を見ると、全体では、「水道事業者との連携を既に実施」、又は「実施予定、あるいは、検討中」と回答した自治体は、合わせて 69%であった。

これをグループ別でみると、「管理良好」、「管理不良」の自治体とも、「水道事業者との連携を既に実施」、又は「実施予定、あるいは、検討中」と回答した自治体は、合わせて 71%であったが、「管理不良」の自治体では、「実施困難」の割合が 20%あり、「管理良好」の 2 倍となっている。

「管理不良」において、関係者との連携が弱いことから、対象施設の把握などが進んでいない状況があると考えられる。

図表 13 貯水槽水道の設置等に係る水道事業者との連携への取組状況



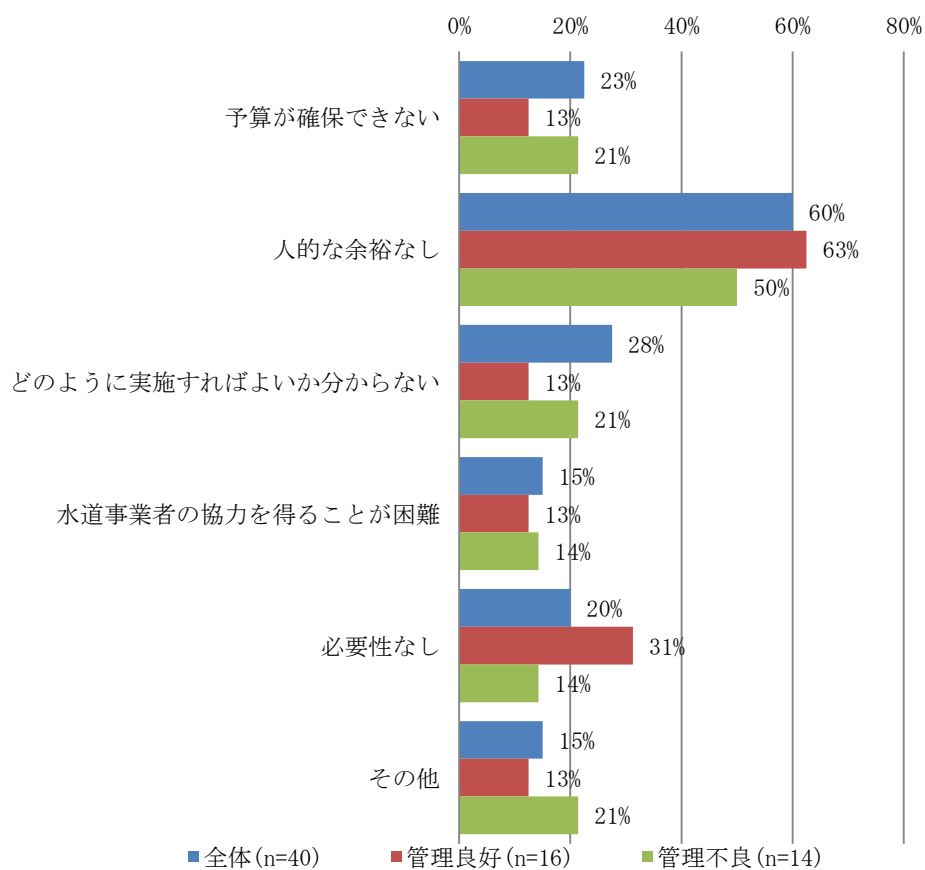
② 「実施は可能だが、実施予定なし」、又は「実施困難」の理由

次に、「実施は可能だが、実施予定なし」、又は「実施困難」と回答した自治体に対してその理由を尋ねたところ、全体では、「人的な余裕なし」が 60%で最も多く、続いて「どのように実施すればよいか分からない」が 28%であった。

これをグループ別で見ると、「管理良好」の自治体では、最も多かった回答は同様に「人的な余裕なし」の 63%であったが、「どのように実施すればよいか分からない」との回答は 13%であり、代わって「必要性なし」が 31%で 2 番目に多かった。一方、「管理不良」の自治体では、全体の結果と同傾向で、「人的な余裕なし」が 50%で最も多く、続いて「どのように実施すればよいか分からない」「予算確保できない」が 21%であった。

主な理由は「人的な余裕なし」であるところは共通しているが、「管理不良」においては、「予算が確保できない」「どのように実施すればよいか分からない」といった回答が「管理良好」との比較において多く見られ、図表 12 と同様の状況が見て取れる。

図表 14 水道事業者との連携が「実施予定なし」、又は「実施困難」の理由（複数回答）



<「その他」の主な内容>

- ・簡易専用水道はすでに実施しているが、小規模貯水槽水道については把握の必要性を感じない。
- ・既存分は困難である。

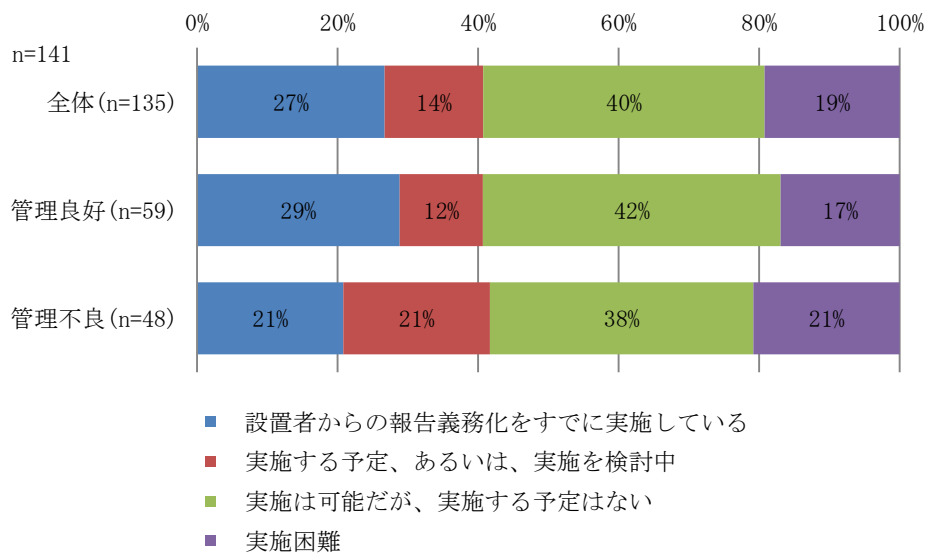
(4) 「自治体は、条例・要綱により設置者からの受検報告を義務付け、受検状況を直接把握できるように努めること」に対する意見

① 設置者からの受検報告の義務化について

設置者からの受検報告の義務化についての状況を見ると、全体では、「実施は可能だが、実施する予定はない」が40%で最も多く、次いで「設置者からの報告義務化を既に実施している」が27%であった。

これをグループ別に見ると、「管理良好」、「管理不良」の自治体ともに全体と較べて、大きな差はないが、「管理良好」における「設置者からの報告義務化をすでに実施している」割合が多くなっている。

図表 15 貯水槽水道設置者からの受検報告の義務化に対する取組状況



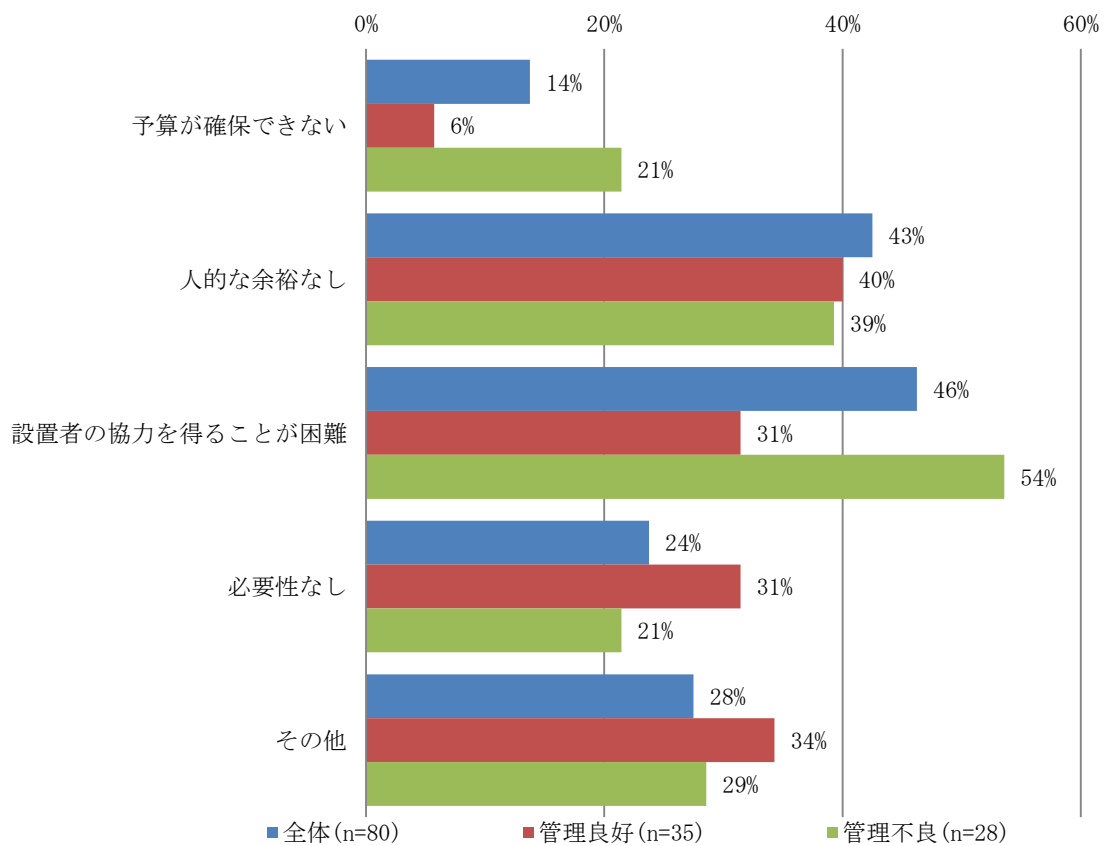
② 貯水槽水道設置者からの受検報告の義務化は「実施は可能だが、実施予定なし」、又は「実施困難」の理由

「実施は可能だが、実施予定なし」、又は「実施困難」と回答した自治体に対して、その理由を尋ねたところ、全体では、「設置者の協力を得ることが困難」が46%で最も多く、「人的な余裕なし」が43%で続いた。

グループ別では、「管理良好」の自治体では「人的な余裕なし」が40%で最も多く。続いて「設置者の協力を得ることが困難」「必要性なし」が31%であった。一方、「管理不良」の自治体は、「設置者の協力を得ることが困難」が54%で最も多く、「人的な余裕なし」が39%で続いた。

「管理不良」の「設置者の協力を得ることが困難」との回答比率が「管理良好」との比較において顕著に高い。ここでも、関係者の連携やコミュニケーションの必要性及び重要性が示されている。

図表 16 受検報告の義務化が「実施予定なし」、又は「実施困難」の理由（複数回答）



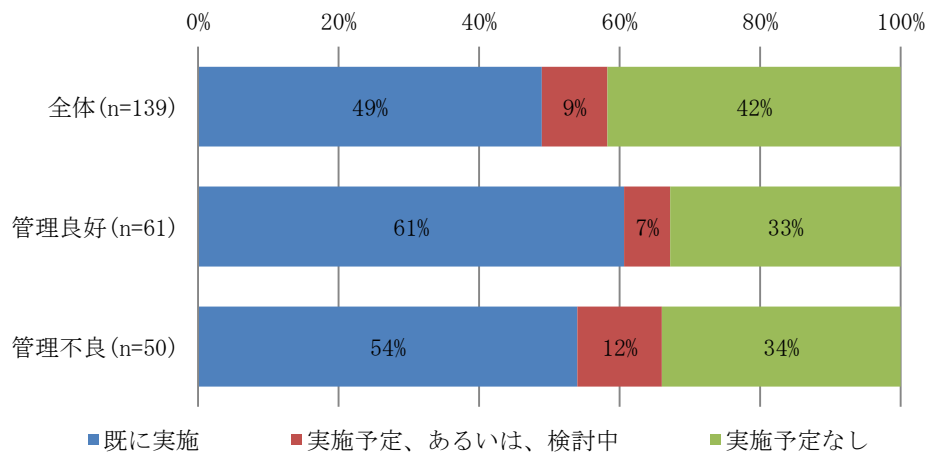
<「その他」の主な内容>

- ・法令等による根拠がなかったため困難に感じていた。指針が作られれば根拠として使用したい。
- ・要綱において、検査機関に対して受験報告を義務付けているので、設置者には報告を求めている。

(5) 「貯水槽水道施設の設置者又は管理者及び貯水槽水道施設の利用者に対し、リーフレット、パンフレット及びホームページ等の活用による情報提供や定期的な講習会の開催等により、施設の維持管理及び検査の重要性に関する啓発を図る」に対する意見

貯水槽水道施設の設置者、管理者等への施設の維持管理及び検査の重要性に関する啓発への取組状況を見ると、「既に実施」の自治体が「管理良好」の自治体では61%であったのに対し、「管理不良」の自治体では54%であり、顕著な差はなかった。

図表 17 設置者等への施設の維持管理及び検査の重要性に関する啓発に対する取組状況



< 「既に実施」、又は「実施予定、あるいは、検討中」の場合のその具体的内容 >

- ・自治体ホームページへの掲載
- ・自治体広報への掲載
- ・パンフレット、リーフレットの配布
- ・研修会の実施
- ・ダイレクトメールの送付
- ・貯水槽の維持管理に関するパネル展示

(6) 「受検施設に対し、施設のエントランス等に貼る検査済みステッカーを交付するなど設置者や利用者の管理意識の向上に努める」に対する意見

① 受検施設への検査済みステッカー交付など設置者や利用者の管理意識の向上に対する取組状況

受検施設に対して、検査済みステッカーの交付など設置者や利用者の管理意識の向上への取組は、ほとんどの地域で実施していなかった。今回の意見収集においては、5つの自治体の実施しており、「管理良好」に3件、「管理不良」に2件あった。

図表 18 検査済みステッカーの交付など設置者や利用者の管理意識の向上に対する取組状況

回答項目	全体	管理良好	管理不良	その他
既に実施	5	3	2	0
実施予定、あるいは、検討中	4	2	1	1
実施予定なし	128	54	47	27

<「既に実施」、又は「実施予定、あるいは、検討中」の場合のその具体的内容>

- ・ステッカー配布が受検率向上に寄与するか検討中。
- ・検査結果が良好な施設に対して、「給水管理適合施設マーク」(プレート)を配布中
- ・検査済、受検済のシール、ステッカーを交付。

(7) 「一定期間連続して受検して問題がなかった貯水槽水道施設の設置者に対する優遇策を検討する」に対する意見

一定期間連続して受検して問題がなかった優良貯水槽水道施設の設置者に対する優遇策への検討状況は図表 19 に示す通り、実施済を含め、既に実施、又は実施を検討している自治体はなかった。

図表 19 優遇施設に対する優遇策への検討状況

回答項目	全体	管理良好	管理不良	その他
既に実施	0	0	0	0
実施予定、あるいは、検討中	0	0	0	0
実施予定なし	136	59	4950	27

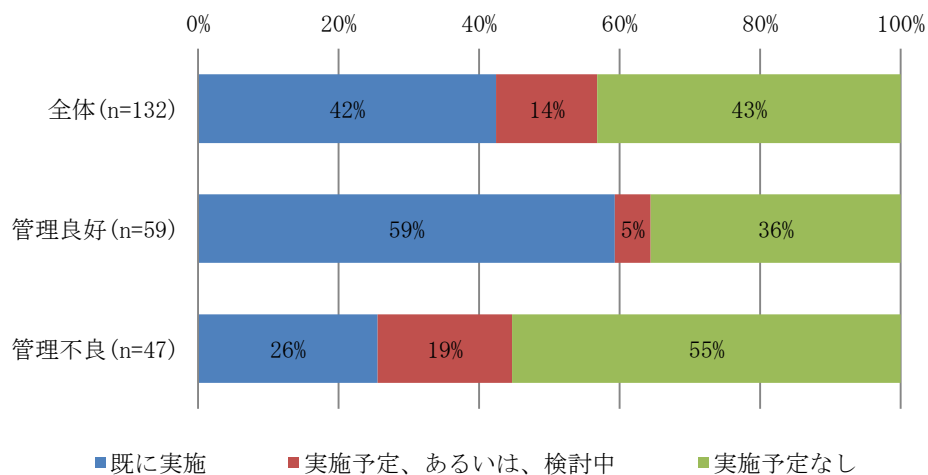
(8) 「水道事業者の報告等により貯水槽水の設置を知ったときは、当該設置者に検査の実施その他水道法に規定する適切な管理をするよう指導する」に対する意見

① 貯水槽水道の設置把握時の当該設置者に対する検査の実施及び管理の指導

水道事業者の報告等により貯水槽水設置把握の際の当該設置者に検査の実施等の適切な管理の指導への取組状況を見ると、「既に実施」と回答した自治体は、「管理良好」の自治体では59%であったのに対し、「管理不良」の自治体では半分以下の26%であり、取組状況には顕著な差が見られた。

「管理不良」における指導に対する消極的な姿勢が顕著に表れている。また、受検率向上における「指導」の重要性を示唆するものと見られる。

図表 20 貯水槽水道設置把握時の当該設置者への検査実施及び適切な管理の指導取組状況



< 「既に実施」、又は「実施予定、あるいは、検討中」の場合のその具体的内容 >

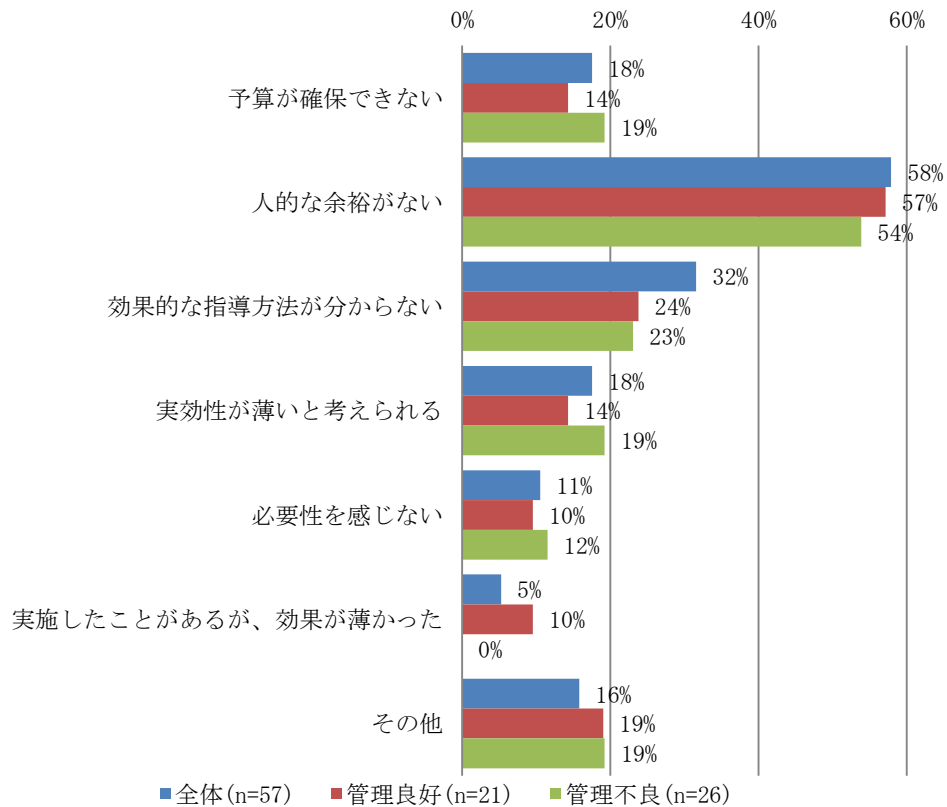
- ・ 電話、訪問指導等による口頭指導
- ・ 文書
- ・ 立入検査
- ・ パンフレット、リーフレット、広報、ホームページなどで周知。
- ・ 設置時に法定義務等を説明及び指導。

② 設置者に対する検査の実施及び適切な管理の指導の「実施予定なし」の理由

「実施予定なし」と回答した自治体に対して、その理由を尋ねたところ、全体では、「人的な余裕なし」が58%で最も多く、次いで「効果的な指導方法が分からない」が32%であった。

グループ別でも同様に、「管理良好」の自治体で、「人的な余裕なし」が57%と最も多く、次いで「効果的な指導方法が分からない」が24%で続いた。「管理不良」の自治体も、最も多かった回答は「人的な余裕なし」の54%であり、続いて「効果的な指導方法が分からない」が23%であった。

図表 21 「実施予定」なしの理由（複数回答）



<「その他」の主な内容>

- ・水道事業者に事務を一部委任しており、給水届を受理した際に、水道事業者が管理方法等について説明しているため。
- ・水道事業者が給水届出を受理した際に説明しているため
- ・届出がある簡易専用水道については毎年法定検査の受検報告が無い施設に対して通知等により、簡易専用水道の衛生管理について指導しているため。小規模貯水槽水道については、条例に基づき、該当施設に対して、清掃・点検の実施日の確認を行い衛生管理の指導をしている。
- ・簡易専用水道についてはすでに実施しているが、小規模貯水槽水道は必要性を感じない

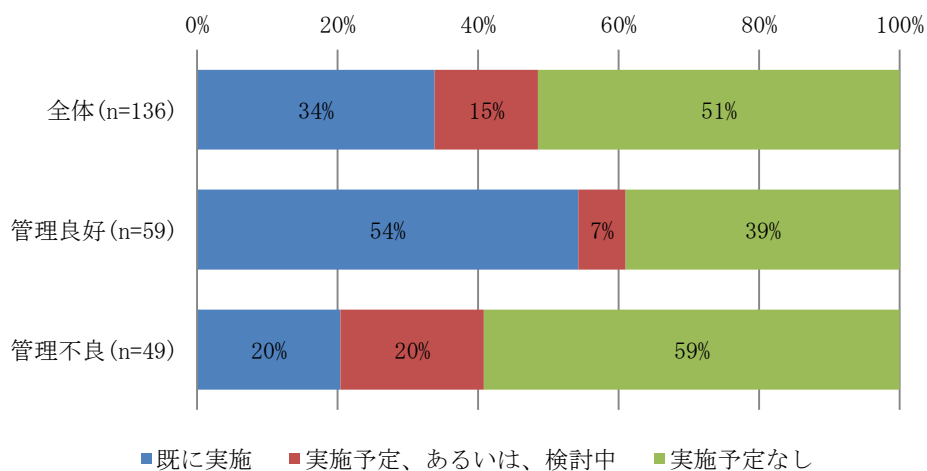
(9) 「毎年貯水槽水道施設台帳と検査機関からの報告を照合し、報告がなかった施設の設置者に対して、速やかに検査を受けるよう指導する」に対する意見

① 報告がなかった施設の設置者に対する受検指導

検査報告がなかった施設の設置者に対する受検指導への取組状況を見ると、「既の実施」と回答した自治体は、「管理良好」の自治体では 54%だったのに対し、「管理不良」の自治体では 20%であった。「既の実施」に「実施予定、あるいは、検討中」を加えても、「管理不良」の自治体では 40%に留まり、「管理良好」「管理不良」の自治体間に顕著な差が見られた。

「①貯水槽水道の設置把握時の当該設置者に対する検査の実施及び管理の指導」と同様に、「管理不良」な自治体における姿勢と「指導」の必要性、重要性を示唆しているものと見られる。

図表 22 未報告の設置者に対する受検指導状況



「既の実施」、又は「実施予定、あるいは、検討中」と回答した自治体に、その具体的方法を尋ねたところ、ほとんどの自治体が、「口頭による指導」、「文書による指導」、「現地への立入り」による指導のいずれか、又は、それらの併用であった。

< 「既の実施」、又は「実施予定、あるいは、検討中」の場合のその具体的内容 >

- ・ 電話、訪問指導等による口頭指導
- ・ 文書
- ・ 立入検査
- ・ 小規模貯水槽水道利用施設については、指導は行っていない。

② 指導のための、ハガキ、定型フォーム、文書、指導票などのツールの有無

指導のためのツールがあるかどうか確認したところ、ツールを所有している自治体は、「管理良好」の自治体で 17 件、一方、「管理不良」の自治体では 5 件であった

図表 23 指導のためのツール所有の有無

回答項目	全体	管理良好	管理不良	その他
ある	23	17	5	1
ない	43	19	15	9

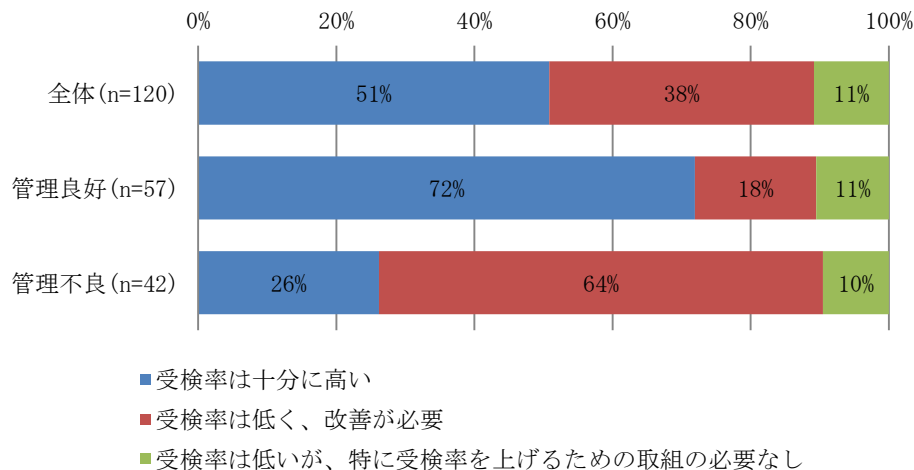
(10) 全般についての意見

① 担当地域の受検率に対する評価

担当地域の受検率について、どのように評価しているかを確認したところ、「管理不良」の自治体のうち、「受検率は低く、改善が必要」と自己評価している自治体は 64%であり、残りの 36%の自治体では「受検率は十分に高い」又は「受検率は低い、特に受検率を上げるための取組の必要なし」と考えていることが分かった。

「管理不良」の自治体の多くは、受検率改善の意欲が高いものと見られる。

図表 24 担当地域の受検率に対する評価

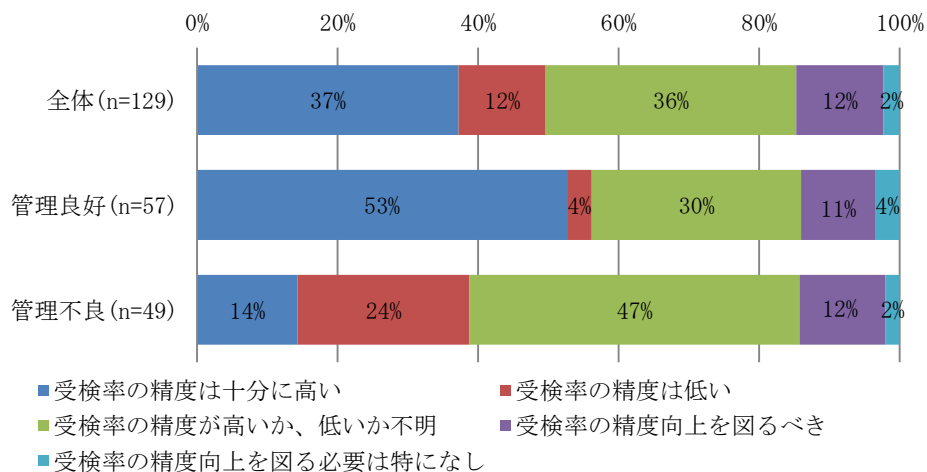


② 担当地域の受検率の精度に対する評価

次に、担当地域の受検率の精度について、どのように考えているかを確認したところ、「受検率の精度は十分に高い」と評価している自治体は、「管理良好」の自治体で 53%、「管理不良」の自治体で 14%であった。

一方、「受検率の精度が高いか、低いのか不明」と評価している自治体は、「管理良好」でも 30%ある。受検率は高くとも、受検率の精度が不明瞭な所があると見られる。また、「管理不良」においては、受検率の把握状況が不十分であることを示唆している。

図表 25 担当地域の受検率の精度に対する評価

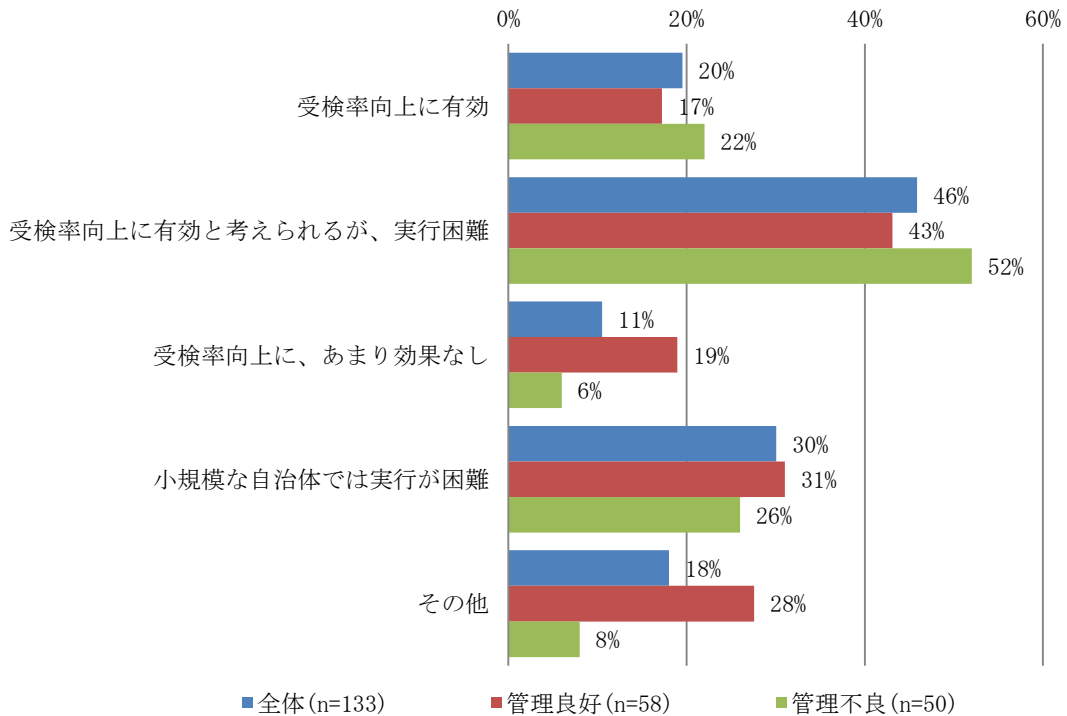


③ 当指針（案）に対する意見

当指針（案）についての意見を伺ったところ、全体では、「受検率向上に有効と考えられるが、実行困難」が46%で最も多く、次いで「小規模な自治体では実行が困難」が30%であった。「管理良好」「管理不良」のグループ別でもほぼ同傾向であった。

「管理良好」の「受検率向上に、あまり効果なし」が比較的多い様に見えるが、「受検率向上に有効と考えられる」との回答の方が多く、「管理良好」の自治体においては、すでに一定の管理レベルに達しているためと考えられる。

図表 26 当指針（案）に対する意見（複数回答）



<「その他」の主な内容>

- ・貯水槽水道の衛生確保のためには、受検率の向上に加え、受検の結果、基準に不適合な施設の把握と対象施設への改善に向けた指導が重要である。そういった視点も盛り込んだ指針にすべきである。
- ・小規模貯水槽水道にも検査と管理を求めるなら、簡易専用水道と同様、小規模貯水槽層水道も法で義務化すべき。水道法の適応外の小規模貯水槽水道に指針では効果は望めない。
- ・これまで、受検の義務がなかった小規模貯水槽水道に国として受検の指針が示されることは、受検率向上に有効と考えられる。
- ・簡易専用水道と小規模貯水槽水道の考え方を区別した上で、実効性の確保の観点から、当指針を簡易専用水道を中心とした内容にすべきであるとする。
- ・大規模な自治体でも、施設数が多いため実行が困難ではないかと考える。
- ・条項ごとの指針に対する意見

第5について

法では、「小規模貯水槽水道」に関して、法第34条の2に規定する検査を定めていない。受検状況を把握するためには、条例で受検を義務付けなければならないが、全国一律に義務付けるなら、自治事務だ

からといって、条例で定めるよう技術的助言を行うべきでなく、法で行うべきと考える。受検率の把握も全国一律ならば、条例ではなく水道法で行うべきと考える。

第6(1)④について

水道事業者との情報共有について、水道事業者への給水申込者と簡易専用水道設置者、料金の支払いをする者は異なり、台帳の写しの送付などでは混乱が生じる恐れがあると考え。

個人情報保護の観点から、根拠法令がなければ、情報共有は出来ない。

第7(1)③について

立入検査を行うのであれば、当該施設については検査機関での受検に変えて差し支えない、あるいは、法定点検の意義が薄れる。また、立入検査は費用負担がなく、法定点検自体が自治体負担とされる懸念もあると思われる。立入検査では、施設の管理者が不在の場合など、立入りが容易ではないと思われる。管理者へのアポイントなど労力が多くかかると見込まれる業務を、人的な余裕がない現状では、小規模貯水槽水道も加わって行うことは非常に困難と思われる。

第7(1)②について

直接検査機関から報告を貰えないのでできない。

第7(1)④について

登録検査機関が多くあるので、すべてに通知することはできない。

第7(1)⑤について

新たに登録された登録検査機関は検査区域を県単位で示しているため、県単位で取組みを定めた上で県から依頼事項を伝えるとし、業者負担を軽減させることを要望する。実施した検査の報告が市単位となって業務が煩雑となっているうえに、更なる業務を負わせることとなると考える。

第8②について

ステッカー等は、検査機関の業務ではないかと考える。また、特にインセンティブにならないと考える。

第8③について

優遇等の具体例が不明である。

第9⑦について

管理状況が改善されない場合について、警察の告発よりも給水停止による利用者の安全確保が優先され、警察への告発による効果に疑問を感じる。警察関係との協議も必要と考える。

第9⑧について

水道事業者の貯水槽を設けなければならない場合の規定があり、水道事業者との協議が必須と思われる。

④ 受検率向上の取組事例について

受検率向上の取組事例について尋ねたところ、文書や立入りによる繰り返しの指導など、地道な活動により受検率向上を図っている自治体や、特定の小規模貯水槽水道の検査義務を条例化することで強制力により受検率の向上を図っている自治体など様々であった。また、未届施設確認のために、WEB上に公開された航空写真マップをを利用している自治体もあった。

<受検状況や施設設置状況の把握、指導などに用いている、受検率向上に役立つ取組事例やツール>

- ・簡易専用水道の未受検施設に対して文書により通知しており、年々受検率が向上している。
- ・文書等の指導によっても改善しない施設に対して立入検査を実施している。
- ・条例により、8立方メートル以上の貯水槽に受検を義務化した。
- ・未届施設確認のためにWEB上に公開された航空写真マップなどを活用。

3.2. 貯水槽水道受検率向上に向けた管理指針案に関する収集意見のまとめ

① 設置者からの届出義務付け、台帳整備、水道事業者との連携

設置者からの届出義務付け、台帳整備、水道事業者との連携は、対象施設把握において有効であると考えられるが、これらの実施状況は、「管理良好」「管理不良」の間に、大きな差がなかった。

ただし、このことをもって実効性がないということではない。対象施設を把握するのは管理の基盤であり、設置届等、台帳整備、水道事業者との連携は重要な手法である。

台帳整備において更新を行っていない比率が「管理不良」において高かったことが示され、運用における台帳の管理状況に差があること「管理良好」と「管理不良」の差につながっているものと考えられる。単に台帳を作成するだけでなく、適切（例えば年1回以上）に更新し、正確な情報を維持することが必要と考えられる。

また、台帳整備、水道事業者との連携等が実行されていない理由として、主たる理由は人手不足を指摘するものが多かったが、「管理不良」においては、関係者等との連携やコミュニケーションが不十分であり、また台帳整備等の手法が分からないとの回答が多かったことから、都道府県等の支援やノウハウの共有等が必要な状況も示唆された。

② 設置者からの受検報告義務化

設置者からの受検報告も、「管理良好」「管理不良」に顕著な差はなく、また、既に実施している割合が「管理良好」29%、「管理不良」21%と若干の差があるが、「管理良好」においても3割未満であった。

しかし、受検施設の把握率の高い「管理良好」と「管理不良」では、必ずしも同様の解釈にはならない。「管理良好」は、検査機関からの代行報告等で既に十分把握している為、設置者による代行報告の必要性が少ないことが考えられる。受検報告義務化を実施しない、あるいは、実施困難とする理由として「必要性なし」が「管理良好」の方が高くなっている。

「管理不良」において、受検報告義務化を実施しない、あるいは、実施困難とする理由として、設置者の協力を得ることが困難が最も高くなっている。これは、受検報告の義務化には、簡易専用水道の管理に対する理解が必要であり、啓発や指導が伴わなければ実効性が低いことを示唆していると見られる。

③ 啓発活動

啓発活動の状況も「管理良好」「管理不良」に差異は認められなかった。

啓発活動も実施することに加えて、活動内容の充実が求められる。

先に述べたように、関係者等との連携やコミュニケーションが啓発活動を通じて十分なものであれば、効果を発揮する取り組みが実行できるようになると考えられる。

④ 検査済みステッカー等の交付、優遇施策等

今回の意見収集においては、ステッカー等の交付の事例は稀であり、その実効性を「実施」「不実施」の中から計ることはできなかった。

優遇施策については、具体的な施策が不明確であるとの指摘とともに、実施している、あるいは、実施予定の自治体が全くなかった。

⑤ 設置者及び受検報告のない施設の設置者への指導

「管理良好」「管理不良」の間に顕著な差が表れている。

受検率向上には、設置者への指導が重要であることを明示している。

次章で述べるが、啓発、指導等に関するツールを作成している自治体が多数あり、管理向上のために有効であるので、未実施の自治体での導入が期待される。

⑥ 受検率に対する評価

「受検率は十分に高い」という評価が、「管理良好」の方が顕著に高いことは、「管理良好」を受検率に基づいて選定していることから当然のことと見られる。

「管理不良」においては、「受検率が低く、改善が必要」という回答が6割以上を占めており、受検率改善したいとの意思があることを示していると思われる。

⑦ 受検率の精度に対する評価

受検率が高いか低いか分からないという回答が、「管理良好」においても3割あった。「管理不良」においては5割近くあり、精度向上を図るべきという回答も合わせると60%程度、さらに、精度が低いという意見を加えると8割を超える。

受検率改善には、対象施設と受検状況の正確な把握が前提条件として必要であり、これまでに述べてきた取組が重要である。

⑧ 当指針(案)に対する意見

「受検率向上に有効と考えられるが、実行困難」との意見が最も多く、「管理良好」「管理不良」に関わらず、半数程度を占めている。

個別の指摘においては、簡易専用水道と小規模貯水槽水道に対して同じ指針を適用することに関する課題の指摘が多かった。

また、立入検査実施など、詳細な方法を指定する内容に関する課題なども示された。

以上の様な収集意見を踏まえ、当指針(案)の見直しを実施した。

4 貯水槽水道の管理向上に有効な取組の抽出・展開

4.1. 貯水槽水道の管理向上に有効な取組

「3 貯水槽水道の受検率向上に向けた管理指針（案）の導入に当たっての検討」の調査を通じて収集した貯水槽水道の管理向上に有効な取組を次に示す。

貯水槽水道の管理向上には、三つの要点がある。一つは、管理対象である設備を正確に把握すること（施設把握率）である。二つ目は、管理対象である施設の受検状況を正確に把握すること（受検施設把握率）である。三つ目は、受検を促し、受検率を向上させること（受検率向上）である。

取組分類	管理向上の取組
施設把握率の向上	<ul style="list-style-type: none">○ 設置者による設置届及び廃止・変更届等の義務化○ 水道事業者と連携した施設台帳整備と共有○ 設置状況調査
受検施設把握率の向上	<ul style="list-style-type: none">○ 設置者による受検報告○ 検査機関による代行報告
受検率向上	<ul style="list-style-type: none">○ 啓発<ul style="list-style-type: none">・ 啓発資料等の配布・ セミナー等○ 受検の促進<ul style="list-style-type: none">・ お知らせ、通知・ 受検済みを示すシール等の標示○ 未受検施設管理者への指導<ul style="list-style-type: none">・ 書面による指導・ 電話による指導・ 立入検査・指導

以下に、今回調査において提示された具体的な取組事例等を示す。

4.1.1. 対象施設を把握する取組事例

(1) 設置者による届出及び廃止・変更届等

以下は、設置者による届出及び廃止・変更届等の事例である。水道施設等維持管理指導要領等の改正を行い、設置者からの届出（変更・廃止・休止等を含む）、及び、水道事業者による代行が定められている。

平成 15 年 3 月〇日付け 〇〇生衛第〇〇〇号健康福祉部長通知

「水道施設等維持管理指導要領等の一部改正について」

別記 第 4 貯水槽水道施設の把握について

建築物における給水施設の維持管理要領第 3 に規定する簡易専用水道施設の設置者等が行う保健所長への届出について、水道事業者が貯水槽水道施設の設置を把握した場合には、下記により管轄保健所へ情報提供することで設置者等が行う保健所長への届出がされたものと見なす。

記

1 情報提供の内容

管轄保健所へ貯水槽水道の設置についての情報提供に際し、必要事項は、次のとおりである。（様式例は別紙 1）

- (1) 施設の名称、所在地、連絡先、設置時期、階数及び主用途
- (2) 設置者の住所、氏名及び連絡先
- (3) 管理者の住所、氏名及び連絡先
- (4) 受水槽の設置場所、設置状況、数、容量及び材質
- (5) 高置水槽、その他の水槽に関する事項
- (6) 給水管の材質、滅菌器の有無、計画使用水量及び残留塩素測定器の有無

2 情報提供の方法

- (1) 別紙 1 の写しを提出すること。

ただし、水道事業者に提出された上記 1 の各事項を具備したものの写しを提出することで代えることができること。

- (2) 変更等については、別紙 2 を提出すること。

3 情報提供の時期

1 月分をまとめて翌月の 15 日までに提出すること。

貯水槽水道施設調査票

平成 年 月 日

水道事業者 殿

届出者

建 物	名 称	(TEL)		設置年月	年 月	
	所在地			階 数	階建	
	主 用 途	1共同住宅 2事務所 3店舗 4学校 5旅館 6その他()				
所有者(設置者)	住所 氏名又は名称 (TEL)					
管 理 者	住所 氏名又は名称 (TEL)					
施 設 概 要						
給水設備(飲料用)	設置場所	受 水 槽		高 置 水 槽		その他の貯水槽
		1屋外 2屋内(地上 階、 地下 階)	3その他 ()	1屋上 2給水塔 ()	1屋外 2屋内(地上 階、 地下 階)	
	設置状態	1床置き 2その他 ()		(屋根) 1 有 2 無		1床置き 2その他 ()
		()槽 ()m ³ 、()m ³		()槽 ()m ³ 、()m ³		()槽 ()m ³ 、()m ³
	材 質	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4鋼板 5その他()		1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4鋼板 5その他()		1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4鋼板 5その他()
給水管の材質	1硬質塩化ビニル管 2硬質塩化ビニルライニング鋼管 3ポリエチレン管 4ステンレス管 5その他()					
滅 菌 機	1有 2無					
使 用 水 量	m ³ /月					
残留塩素測定器	1有 2無					
備 考						

保健所長殿

別紙2

水道事業名

貯水槽水道施設の新規・変更・廃止・休止・再開について

月分

1 月分の貯水槽水道施設の新規、変更、廃止等の把握はありません。

2 月分の貯水槽水道施設の新規、変更、廃止等の把握状況は次のとおりです。

(1) 新規把握施設数 施設 (施設概要は、別添調査票のとおり)

(2) 変更、廃止、休止及び再開施設名簿

変更・廃止等の別	整理番号	建 物 名 称	所 在 地	変 更 事 項 (変更の場合のみ)		変更・廃止 等年月日
				変更前	変更後	
変・廃・休・再						・
変・廃・休・再						・
変・廃・休・再						・
変・廃・休・再						・
変・廃・休・再						・
変・廃・休・再						・
変・廃・休・再						・
変・廃・休・再						・
変・廃・休・再						・
変・廃・休・再						・

(2) 台帳整備と水道事業者との共有

下記は、簡易専用水道の台帳の事例である。

簡易専用水道台帳				
1 建築物の概要	特 定 建 築 物	対 象 ・ 対 象 外		
	整 理 番 号			
	作 成 年 月 日			
名 称				
所 在 地	電 話			
設 置 者	氏名			
	住所	電 話		
建 築 物 の 管 理 者	氏名			
	住所	電 話		
水 道 施 設 の 管 理 者	氏名			
	住所	電 話		
主たる用途	共同住宅・個人住宅・事務所・店舗・学校 工場・病院・旅館・興行場・その他 ()	付 随 用 途		
建 築 構 造	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート	地上	階	
	鉄骨・木造・その他 ()	地下	階	
		搭屋	有 ・ 無	
敷地面積	m ²	延床面積	m ²	竣 工 年 月 日
利用 者 数	常 住 名 (世 帯)	出 入 人 数 約 名 (1 日 平 均)	計 名	
使 用 水 量	平均 1 ヶ月 m ³	水 道 直 結 栓	有 (ヶ 所)	無
2 構造設備の概要				
	受 水 槽		高 置 水 槽	
設 置 場 所	屋内・屋外・その他 () 地上式・地下式・半地下式		屋内・屋外・その他 ()	
材 質	ステンレス鋼・鋼製・FRP その他 ()		ステンレス鋼・鋼製・FRP その他 ()	
有 効 容 量	合計 m ³		形状：方形、円筒、球	
	m ³	基	合計 m ³	
	m ³	基	m ³	基
			m ³	基
主たる配管 材 質	ビニルライニング鋼管・ビニル管 ・鋼管・その他		給 水 方 式	揚水ポンプ・圧力タンク・ タンクレス
塩素滅菌機	有 ・ 無	防 錆 剤 使 用	有 (防錆剤名) ・ 無	
消 防 用 水	別 ・ 同一水槽		汚 水 槽 同 一 建 物	有 ・ 無
摘 要				
(裏面)				
年 月 日	指 導 内 容	年 月 日	改 善 確 認 内 容	備 考

自治体と水道事業者が対象施設の施設情報を共有することは、対象施設の正確な把握に効果的である。自治体が対象施設の設置届などを義務付けていても、既存の設備や届出のない設備の変更・廃止などを捉えることは難しい場合がある。一方で、水道事業者は、原則的に、水道水を供給するすべての建物の通水・停止等を担っており、施設設置状況を日常的に把握し続けているため、水道事業者から情報提供を受けることができれば、対象設備を詳細に把握することができる。

(3) 対象施設の調査

対象施設をWEB上に公開されている航空写真マップなどを活用して調査しているとの回答もあった。施設設置、廃止、変更などの届出の義務化などで新設の設備等の把握率は向上するが、既存の施設には調査が必要な場合もある。

(4) 設置者による受検報告

下記は、FAXによる受検報告の様式である。併せて、廃止・変更等の連絡も受けるようになっている。

平成**年**月**日(*)

宛先：〇〇市保健所 環境衛生担当 宛 (FAX:xxx-xxx-xxxx)

施設番号 _____
施設名称 _____
施設所在地 _____

簡易専用水道法定検査の受検状況について (回答)

(1) 簡易専用水道の法定検査の受検状況を記入してください。

1. 受検している

直近の受検年月日	平成 年 月 日
受検機関名	(登録番号:)

2. 受検していない

今年度の受検予定	平成 年 月 日
受検機関名	(登録番号:)

3. 不明

理由等: _____

(2) 受水槽の有効容量(有効水深×底面積)を記入してください。

有効容量 m³

(3) 廃止、変更、その他連絡事項等がある場合は下欄に記入してください。

報告者氏名 _____

報告者電話番号 _____

(5) 検査機関による代行報告

代行報告の事例は、今回調査では具体的な事例がなかったので、参考として平成 26 年度調査における事例を示す。

B 区では、ハガキ型の受検報告書を制作し、地域の登録検査機関に配布し、受検するごとに、そのハガキを用いて受検報告を郵送することになっている。

水道法施行に関わる細則等にて、設置者に簡易専用水道法定検査の受検報告を区長に上げることを明示してある。細則に示す通り、検査における不適合や水質異常などだけを対象とした報告ではなく、検査の実施（受検）を報告する「簡易専用水道受検報告書」である。

この受検報告は、必ずしも設置者が送付するのではなく、登録検査機関が回収して、代理報告することもできる為、実質的に、ほぼすべてが登録検査機関によって回収・提出されている。

年 月 日
〇〇保健所長 あて
住 所
氏 名
(法人又は組合にあつては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
簡易専用水道受検報告書
水道法第34条の2第2項の規定により簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたので、下記のとおり報告します。
記
1 施設の名称
2 簡易専用水道の所在地
3 受検した登録検査機関の名称
4 判定基準に適合しなかった事項 無 ・ 有 (指摘番号を記入)
5 検査年月日
6 連絡先 氏名 電話番号

「(7) 検査機関への代行報告依頼の効果の検証」において後述するが、代行報告の実施によって受検施設の把握率が、約 20%から 73.2%に改善した B 市では、市内の検査機関に検査施設数を電話等で尋ね、その数を合計する事で受検施設数を把握した。

受検状況を正しく把握する事だけを目的とするならば、非常に簡便な方法である。
なお、B 市では、問題のある施設は、対象施設を明確にして報告を受けている。

(6) 受検率向上の為の啓発活動及び受検の促進

下記は、対象施設設置者に対する受検通知の例である。

簡易専用水道設置者 様

〇〇市保健所長
(公印省略)

簡易専用水道法定検査の受検について (通知)

平素は、本市の保健衛生行政の推進にご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、簡易専用水道(貯水槽式給水の施設で、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの)の設置者は、当該水道より供給される水の衛生を確保するうえで、年1回以上定期的に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査(水道法第34条の2第2項に規定する検査)を受けなければなりません。

過去1年間以上当該検査を受検していない場合は、別紙登録検査機関のいずれかにおいて、早急に定期検査を受検して下さい。検査を怠った場合は、水道法第54条の規定により罰則(100万円以下の罰金)が適用されることがあります。

なお、当該受水槽の使用を廃止した場合や、有効容量の合計を10m³以下に変更した場合は、簡易専用水道廃止届出書を保健所まで提出してください。

施設名 :

施設所在地 :

【問い合わせ先】

〇〇市保健所 〇〇課

TEL ×××-×××-××××

FAX ×××-×××-××××

※本通知時、既に定期検査を受検していただいている場合のほか、不明点があれば〇〇市保健所〇〇課までご連絡ください。

通知などと併せて、パンフレットや法律に関する説明などを添付する事例もある。

4.1.2. 貯水槽水道の管理向上に有効な取組の抽出

良好な簡易専用水道管理を行っている自治体において有効と思われる取組を設置状況の把握に関する取組を中心に抽出する。また、抽出に当たっては、その取組による設置状況把握率向上の効果の検証を行うことも考慮する。

すでに述べたように、設置状況及び受検状況把握率向上に効果があると見られる取組（以下、管理向上の取組とする）として、挙げられるものは次のとおりである。

取組分類	管理向上の取組
設備把握率の向上	<ul style="list-style-type: none">○ 設置者による設置届及び廃止・変更届等の義務化○ 水道事業者と連携した施設台帳整備と共有○ 設置状況調査
受検施設把握率の向上	<ul style="list-style-type: none">○ 設置者による受検報告○ 検査機関による代行報告

上記の取組に対する展開の効果を調査した。

4.2. 貯水槽水道の管理向上に有効な取組の展開

管理向上の取組を管理不良に相当する自治体に適用した場合の効果の検証を試みた。

当調査期間において「4.1.2. 貯水槽水道の管理向上に有効な取組の抽出」で抽出した取組を新たに導入しても、その効果が表れるのには相当の期間を要することが考えられる。

そこで、検証対象に相当する自治体の中で、既に管理向上の取組を実施している自治体を抽出し、その効果をアンケート形式での意見収集などを通じて、管理向上の取組と対象施設の把握状況、受検施設の把握状況によって検証することとした。

アンケート形式で行った設問を参考資料3に示す。

一部の自治体に対しては、個別のヒアリングやメールによる質問などを追加し、検証結果の確認を図った。

4.2.1. 管理向上の取組成果の検証

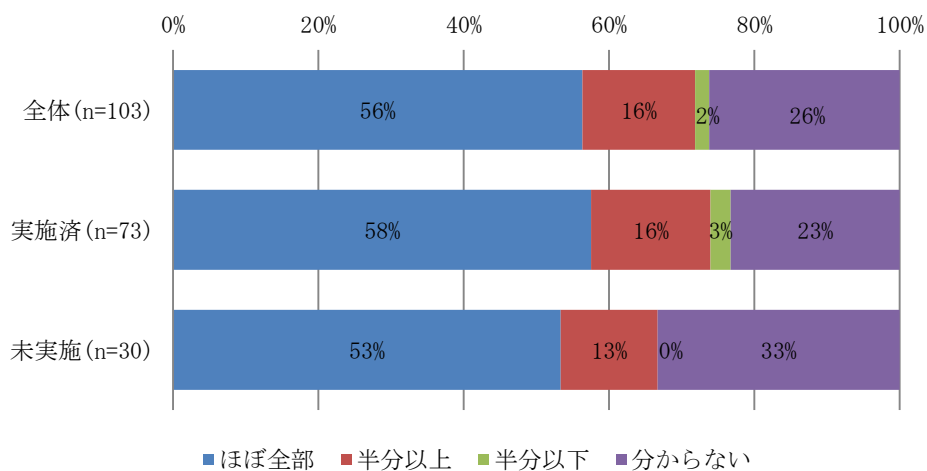
以下は、アンケート形式での調査の結果に基づき、管理向上の取組に対する検証を行った。

(1) 設置者による設置・廃止・変更等届出の義務化の効果

設置者による設置届及び廃止・変更届等の義務化（以下、設置届義務化とする）と対象施設の把握状況は次のとおりである。

実施済と未実施には大きな違いは見られなかった。

図表 27 設置者による設置等届け出義務化と施設把握状況

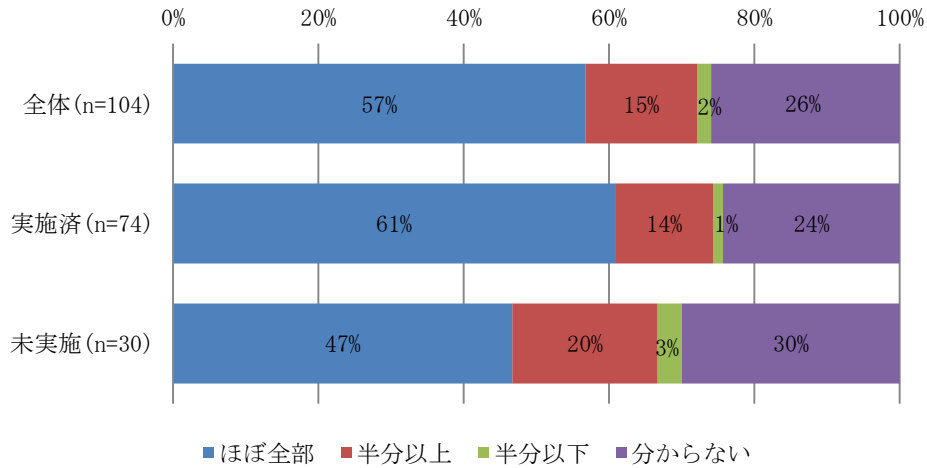


※ 未実施は、「実施する予定、或いは、実施を検討中」「実施は可能だが、実施する予定はない」「実施不可能、あるいは、非常に困難」を含む

(2) 施設台帳整備の効果

施設台帳整備と対象施設把握状況は次のとおりである。
実施済のほうが、把握状況が改善している。

図表 28 台帳整備状況と対象施設把握状況

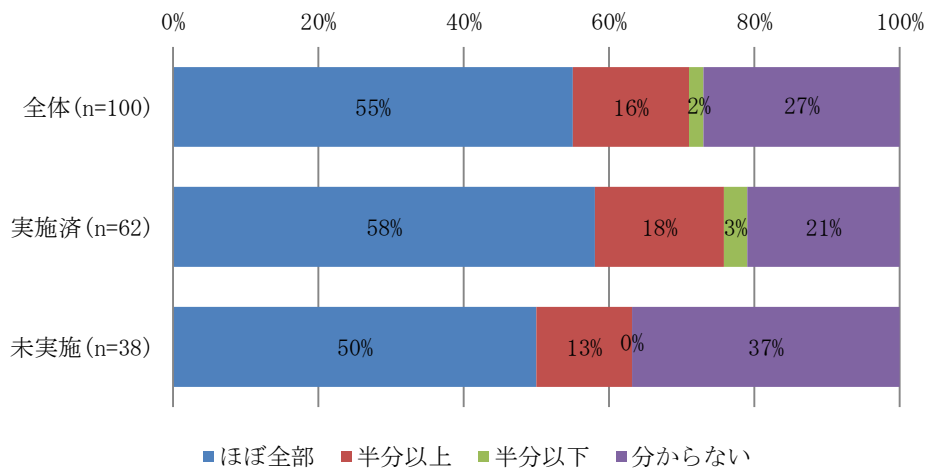


※ 未実施は、「実施する予定、あるいは、実施を検討中」「実施は可能だが、実施する予定はない」「実施不可能、あるいは、非常に困難」を含む

(3) 水道事業者との連携の効果

水道事業者との連携と対象施設把握状況は次のとおりである。
実施済のほうが、対象施設把握状況の「ほぼ全部把握」が多く、「分からない」が少ない。

図表 29 水道事業者との連携と対象施設把握状況



※ 未実施は、「実施する予定、あるいは、実施を検討中」「実施は可能だが、実施する予定はない」「実施不可能、あるいは、非常に困難」を含む

(4) 設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携を一体的に実施する効果

設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携に一体的に取り組むことは、対象施設の把握に効果的と考えられる。

そこで、それらに一体的に取り組む市区町村の状況を調査した。

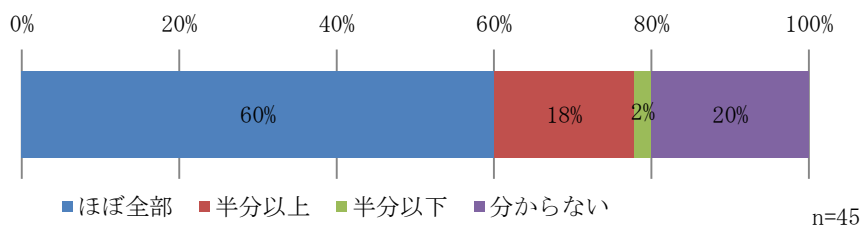
① 対象施設設置状況の把握状況

設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携に一体的に取り組んだ自治体における対象施設の把握状況を次に示す。

設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携に一体的に取り組んでいても、受検施設把握状況が分からないと回答する自治体が20%あった。

図表 27、図表 28、図表 29 と比較して、顕著な違いは認められなかった。

図表 30 設置届、台帳管理、水道事業者との連携への一体的取組と対象施設把握状況

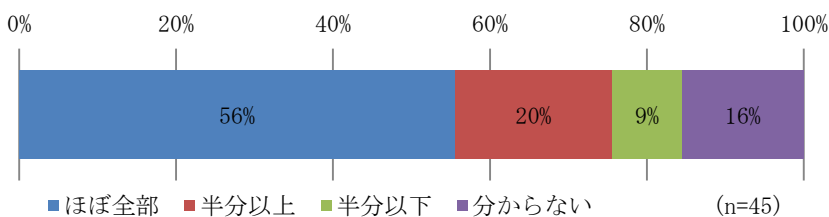


② 受検施設把握状況

設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携に一体的に取り組んだ市区町村における受検施設の把握状況を次に示す。

図表 27、図表 28、図表 29 及び図表 30 と比較して、顕著な変化は認められない。

図表 31 設置届、台帳管理、水道事業者との連携と受検施設把握状況



なお、設置届義務化、台帳管理、水道事業者との連携の個別集計には、設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携に一体的に取り組んだ自治体(n=45)が含まれており、個別集計の過半数を占めていることに留意する必要がある。

(5) 施設設置状況調査の検証

A市においては、WEB上に公開された航空写真マップを活用した施設調査を行っている。

WEB上に公開された航空写真マップの航空写真や路上からの画像等と位置情報から、比較的規模の大きい貯水槽タンクを探し、その対象施設を特定し、その規模や管理状況を電話等で確認した。

日常の業務において未登録施設の調査も実施しているが、日常の業務で行くことの少ない市の中心

街以外の地域における調査を効率的に行う手法として実施した。

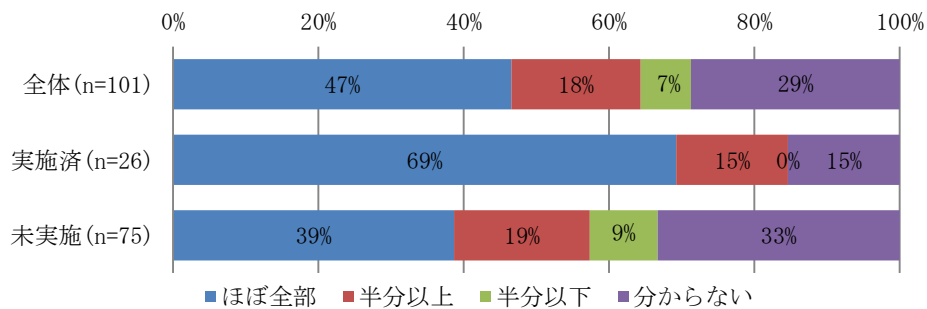
その結果、昨年度は、50 施設程度の調査を行い、未届け施設を 15 施設確認し、そのすべてから届出を受けた。

(6) 設置者による受検報告義務化の検証

受検施設の把握状況改善の取組として、受検報告義務化に関する検証結果は下記の通りである。

実施済の方が顕著に受検施設把握状況が高くなっている。また、分からないとする回答の割合も少ない。

図表 32 受検報告義務化による受検施設把握状況



※ 未実施は、「実施していない」「実施する予定、あるいは、実施を検討中」を含む

(7) 検査機関への代行報告依頼の効果の検証

代行報告依頼の検証事例として、下記の様な回答があった。

B 市においては大幅な改善が認められ、C 市においても明らかな改善が認められている。

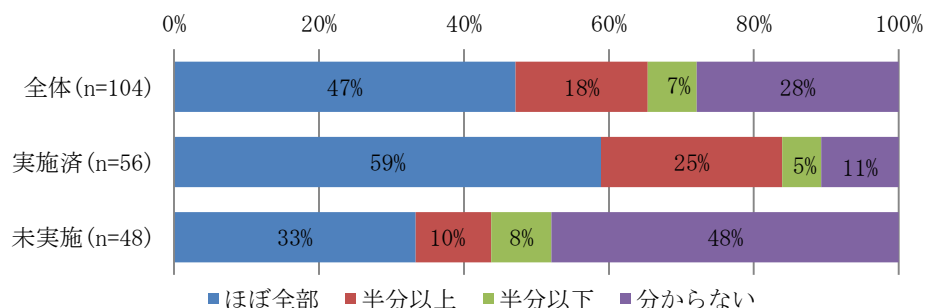
図表 33 検査機関への代行報告依頼による効果

自治体名称	実施前	実施後
B 市	約 20%	73%
C 市	49%	69%

また、代行報告依頼を行っている自治体の受検施設把握状況は次のとおりである。

受検施設の把握状況が顕著に高い。特に、分からないの比率が非常に少ない。

図表 34 検査機関への代行報告依頼と受検施設把握状況



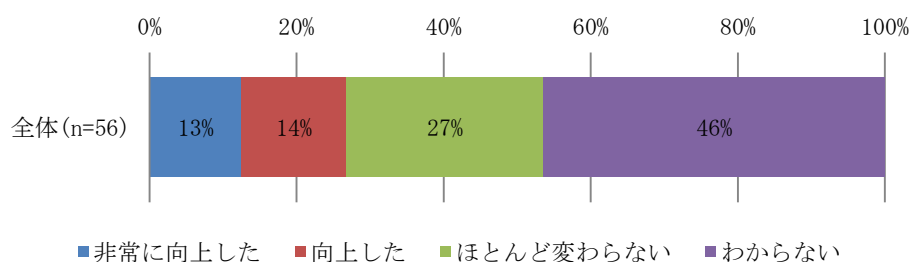
※ 未実施は、「実施していない」「実施する予定、或いは、実施を検討中」を含む

代行報告依頼を実施した自治体に、その受検施設把握効果を尋ねたところ下記の様な回答となった。

非常に向上したとする回答もあるが、半数は分からないという回答であった。従前から実施しており、代行報告依頼だけの効果を切り分けて評価できないために分からないとする意見があった。

また、「ほとんど変わらない」とする回答も3割程度あった。

図表 35 代行報告依頼の受検施設把握への効果

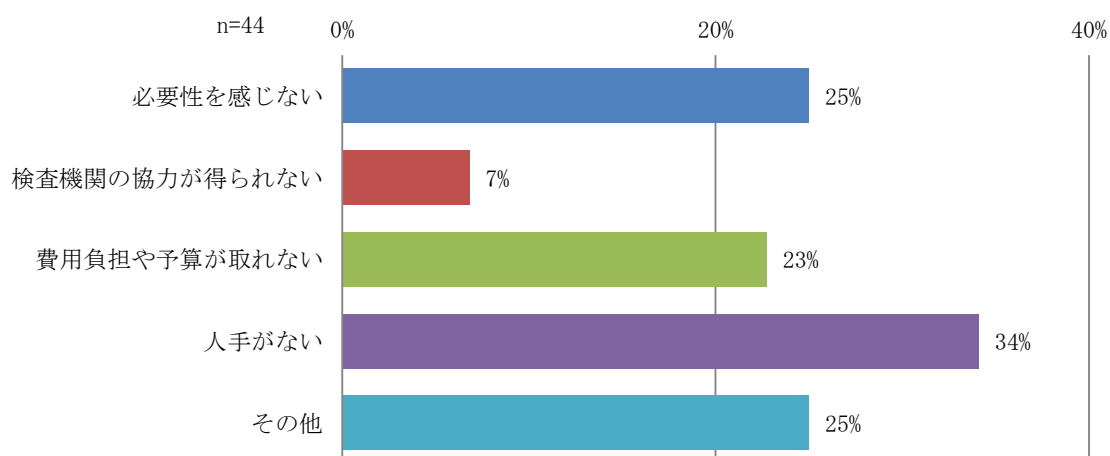


※非常に向上したとは、受検施設把握率20%以上増加、あるいは、90%を超えることとして、回答を得た。

なお、代行報告依頼をしない理由は、下記の様なものが上げられた。

「人手がない」が最も多く、次いで、「必要性を感じない」、「費用負担や予算が取れない」が続いている。

図表 36 代行報告の依頼をしない理由（複数回答）



(8) 管理向上の取組成果の検証結果

① 設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携

既に示した通り、設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携は、実施した方が対象施設の把握率が改善する傾向が認められた。

一方で、設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携に一体的に取り組んでも、対象施設把握状況は、「分からない」が20%、「半分以下」程度の把握率が9%であった。設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携などのいずれかが未実施であっても、ほぼ全部把握していると回答している自治体が50%程度もあった。

設置届義務化、台帳整備、水道事業者との連携は、管理手法であり、個々の取組が対象施設把握に有効であると考えられるが、運用の仕方によって効果は異なるということと考えられる。台帳がありながら、対象施設の把握状況が分からないということは、ツールはあるが使っていない、あるいは、使えるものになっていないということと考えられる。

② 設置状況調査

当調査においては、WEB上に公開されている航空写真マップなどを活用した調査事例を検証し、確実な成果を上げていることが分かった。

効率の点でも、航空写真と位置情報により当たりをつけての調査は、効率的と考えられる。

設置状況調査は、水道局や保健所などの日常業務などを通じて実施する事例もあり、具体的な手法は、それぞれの自治体毎の状況に合わせた方法があると考えられるが、調査の取組は、未届け施設等を捉えるには必須と考えられる。

③ 受検報告義務化

受検報告の義務化は、実施と未実施では、受検施設の把握状況に顕著な差が見られた。

「ほぼ全部把握している」という回答が実施済み69%に対して未実施は39%であり、受検施設の把握状況が「分からない」という回答の比率は実施済み15%に対して未実施では33%となった。

但し、設置者からの受検報告は、設置者の協力が前提であり、制度を設けるだけでは実効性を担保できないため、受検施設把握状況の差は、受検報告の義務化のみの効果ではないと考えられ、十分な効果を得るためには、周知・啓発活動と連動する必要があると考えられる。

④ 検査機関への代行報告依頼

検査機関への代行報告は、B市とC市で、顕著な効果があったことが示された。

一方で、受検施設の把握状況は、検査機関への代行報告の依頼を実施していなくとも「ほぼ全部」という回答が33%あり、実施していても11%が「分からない」、5%が「半分以下」という回答であった。

設置届義務化、台帳管理、水道事業者との連携と同様に、検査機関への代行報告依頼は、一つのツールであり、具体的な運用が伴わなければ効果を発揮しないことが考えられる。特に、検査機関の協力の度合いによって、結果は大きく異なる為、協力関係の構築や協力の得られる方法などを検討する必要がある。

⑤ 中規模自治体に対する検証

施設数 100～500 程度の中規模自治体における管理向上の取組状況と効果に関する検証を次に示す。

図表 37 中規模自治体による管理向上の取組状況

(n=29)

管理向上の取組	実施件数	実施比率	管理状況		対象施設*	受検施設*
					把握不良	把握不良
設置届義務化	23 件	79%	良好	10	3	3
			不良	11	5	5
			その他	2		
台帳管理	22 件	76%	良好	10	2	2
			不良	10	4	5
			その他	2		
水道事業者との連携	20 件	69%	良好	7	2	1
			不良	11	3	3
			その他	2		
設置届義務化、台帳管理、水道事業者との連携実施	13 件	45%	良好	5	1	
			不良	6	1	2
			その他	2		
設置状況調査	※※	※※	※※	※※	※※	※※
設置者からの受検報告義務化	10 件	34%	良好	3		
			不良	5	2	1
			その他	2		
代行報告依頼	15 件	52%	良好	8	1	1
			不良	7	2	1
			その他	0		

※ 把握率 50%以下、または、分からないと回答した件数

※※実施状況調査を行っていない。

件数が少ないことには留意する必要があるが、中規模自治体では設置届義務化、台帳管理、水道事業者との連携の実施率が高く、それらに一体的に取り組んでいる自治体が 45%あった。

一方で、それらを実施している自治体も、管理不良のグループに入るものがあり、管理良好のグループであっても、対象施設の把握や受検施設の把握が不良となっている自治体がある。

従って、管理向上の取組を導入しただけでは、対象施設の把握や受検施設の把握が必ずしも向上しないと見られ、継続的な取組の必要性が示唆された。

以上の様に、管理向上の取組が、対象施設の把握、検査済み施設の把握に効果のあった自治体があった一方、効果のなかった自治体もあったことが示された。このことから、定期的に情報を更新し、対象者を的確に把握し指導する等の継続的な運用が伴わなければ、必ずしも成果につながらないことが分かった。

5 貯水槽水道の適切な管理に関する指針（案）の見直し

これまでの調査結果に基づき「貯水槽水道の適切な管理に関する指針（案）」の見直しを行った。

修正に当たっては、次のように考えた。

- ・ 法定点検の定めのある簡易専用水道と小規模貯水槽の管理指針を同様に扱うことはできないという意見が複数あり、指針の取り扱いにも誤解が生じる懸念があるため、管理指針の対象を貯水槽水道から簡易専用水道に限定した。ただし、貯水槽の管理においては、規模に関わらず共通したところがあるため、小規模貯水槽に対しても可能な範囲で準用しても良いと考えられる。
- ・ 実施困難との回答が多かったことから、より重要性が高いものを抽出した。

簡易専用水道の適切な管理に関する指針（案）

第1 趣旨

この指針は、水道水質の管理水準の向上を図る一環として、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和32年政令第366号）及び同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもの、貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について（平成22年3月25日健水発0325第5号）、その他先進自治体による取組事例を参考に、貯水槽水道の受検状況把握方法の改善及び受検率向上に向けた貯水槽水道の適正な管理向上のために有効な取組を整理したものである。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 簡易専用水道：法第3条第1項第6号に規定する簡易専用水道をいう
- (2) 有効容量：受水槽で適正に利用されることが可能な容量。水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水量。受水槽が複数ある場合はその合計とし、直接水道水を受けない高置水槽等の容量は含まないものとする。
- (3) 給水設備：貯水槽を設けて飲料水を供給するための設備であって、貯水槽、給水管及びこれらに付帯する用具の総体をいう。
- (4) 貯水槽：受水槽、高置水槽及び圧力水槽をいう。
- (5) 受水槽：水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽をいう。
- (6) 設置者：貯水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該給水設備の管理について権限を有する者をいう。
- (7) 管理者：設置者の委託を受け、貯水槽水道の維持管理に直接携わる者をいう。
- (8) 検査機関：法第34条の2第2項の規定に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた検査機関及び地方公共団体の検査機関をいう。
- (9) 水道事業者：法第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を営む者をいう。
- (10) 法定検査：法第34条の2第2項に規定する検査をいう。
- (11) 立入検査等：法第39条第3項に規定する報告の徴収及び立入検査をいう。
- (12) 利用者：貯水槽水道から供給を受ける者をいう。

第3 実施主体

この指針に基づく簡易専用水道の管理向上のための取組は、自治体が主体となり、設置者に対して必要な対応を求めるとともに、水道事業者、検査機関等関係機関の協力を得て実施するものとする。

第4 対象施設

この指針において対象とする施設は、市区町村域に設置される簡易専用水道とする。

第5 簡易専用水道に係る条例制定・要綱の策定などによる明文化

自治体は、簡易専用水道の受検状況把握方法の改善及び受検率向上に向けた簡易専用水道の適正な管理指導を行うため、以下の内容を含む条例の制定又は要綱等の策定などによる明文化を行うことが望ましい。

第6 簡易専用水道設置状況の把握

簡易専用水道設置数の把握については、次のとおりとする。

(1) 自治体を実施すること

①自治体は、条例・要綱等により簡易専用水道の設置・変更・廃止に係る設置者からの届出を義務付け、施設の設置状況の把握を行うものとする。

②自治体は、簡易専用水道の設置場所、設置者、受検状況、指導履歴等指導に必要な情報が記載された「簡易専用水道施設台帳」を作成し、これを適時更新するものとする。

③自治体は、水道事業者に、容量不明の貯水槽水道、貯水槽水道の新設、構造等の変更及び廃止についての状況の把握について協力を依頼し、1年に1回等の定期報告を受けるものとする。

④水道事業者及び検査機関に対し、1年に1回等の定期に台帳の写しを送付するものとする。

⑤簡易専用水道設置者への設置等届出の指導

自治体は、施設の設置等により必要となったとき、自治体の取り決めや指導に基づき、速やかに届出を行うように設置者へ指導を行うものとする。

(2) 水道事業者が実施すること

①水道事業者は、給水の申込み等により、簡易専用水道の設置・変更・廃止を把握したときは、当該設置者に対し、自治体の取り決め、指導などに基づく届出を行うよう助言するものとする。

②水道事業者は、給水区域内に新たに設置された簡易専用水道の設置場所等について、1年に1回等の定期に所管自治体あてに情報提供するものとする。

(3) 登録簡易専用水道検査機関が実施すること

検査機関は、検査を実施した簡易専用水道について、その設置者が各自治体の取り決め、指導などに基づく簡易専用水道設置届等必要な届出をしていないことを把握した場合は、設置者に対し届出を行うよう助言する。

第7 簡易専用水道受検施設状況の把握及び向上

簡易専用水道受検施設状況の把握及びその受検状況の向上については、次のとおりとする。

(1) 自治体を実施すること

- ①自治体は、条例・要綱により設置者からの受検報告を義務付け、受検状況を直接把握できるよう努めることとする。また、その報告を検査機関が代行できるよう規定することが望ましい。
- ②自治体は、登録検査機関からの報告がなかった施設に対して、設置者宛てに通知を行い、受検報告を求めるとともに、未受検施設に対して指導を行う。
- ③自治体は、受検していない施設については、受検するよう指導を行い、必要に応じて、立入検査を実施するものとする。
- ④自治体は、検査機関に対して、設置者等の同意を得た上で、毎月の管轄区域内の検査状況について、受検報告の写し等により報告することを依頼するものとする。その際には、検査機関が報告の代行を効率的に行うことができるように配慮することが望ましい。また、設置者の同意が得られなかった場合も、その件数を合わせて報告するよう求めるものとする。
- ⑤自治体は、簡易専用水道の管理水準向上のために必要なときは、設置者の同意を得たうえで、検査機関に対して受検状況及び施設の管理状況に関する情報の提供を求めることができるものとする。
- ⑥簡易専用水道設置者への受検報告の指導
自治体は、検査を受けたときは、自治体の取り決めや指導に基づき、その結果を自治体に対して報告するように、簡易専用水道の設置者に指導する。この場合において、当該簡易専用水道の設置者の同意がある場合にあつては、検査実施機関が当該簡易専用水道の設置者に代わって、その結果を報告することができるものとする。

(2) 登録検査機関が実施すること

- ①検査実施期間中は設置者の同意を得たうえで、法定検査の結果を自治体あてに積極的に代行報告する。同意が得られない場合にも件数等検査実績の概要について、自治体に報告するとともに、設置者に対して、自治体への受検報告を助言する。
- ②検査機関は(1)⑤による自治体からの情報提供依頼に協力するものとする。

第8 簡易専用水道設置者の啓発

(1) 自治体を実施すること

自治体は、簡易専用水道設置者に対し、簡易専用水道の管理に係る意識の向上について、次のとおり努めるものとする。

- ①自治体は、簡易専用水道施設の設置者又は管理者及び簡易専用水道施設の利用者に対し、リーフレット、パンフレット及びホームページ等の活用による情報提供や定期的な講習会の開催等により、施設の維持管理及び検査の重要性に関する啓発を図るものとする。
- ②自治体は、簡易専用水道の設置届出時に、簡易専用水道の種類に応じた適切な管理と検査の実施に関する説明をするものとする。

(2) 水道事業者が実施すること

水道事業者は、(1)①による自治体による啓発活動の取組に協力するものとする。

參考資料

参考資料 1

貯水槽水道の適切な管理に関する指針（案）

第1 趣旨

この指針は、水道水質の管理水準の向上を図る一環として、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和 32 年政令第 366 号）及び同法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に定めるもの、飲用井戸等衛生対策要領の実施について（昭和 62 年 1 月 29 日衛水第 12 号）、貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について（平成 22 年 3 月 25 日健水発 0325 第 5 号）、その他先進自治体による取組事例を参考に貯水槽水道の受検状況把握方法の改善及び受検率向上に向けた貯水槽水道の適正な管理向上ために有効な取組を整理したものである。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 貯水槽水道：簡易専用水道及び小規模貯水槽水道をいう。
- (2) 簡易専用水道：法第 3 条第 1 項第 6 号に規定する簡易専用水道をいう
- (3) 小規模貯水槽水道：水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする給水設備を設けて飲料水を供給するもののうち、受水槽の有効容量の合計が 10 立方メートル以下のものをいう。
- (4) 有効容量：受水槽で適正に利用されることが可能な容量。水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水量。受水槽が複数ある場合はその合計とし、直接水道水を受けない高置水槽等の容量は含まないものとする。
- (5) 給水設備：貯水槽を設けて飲料水を供給するための設備であって、貯水槽、給水管及びこれらに付帯する用具の総体をいう。
- (6) 貯水槽：受水槽、高置水槽及び圧力水槽をいう。
- (7) 受水槽：水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽をいう。
- (8) 設置者：貯水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該給水設備の管理について権限を有する者をいう。
- (9) 管理者：設置者の委託を受け、貯水槽水道の維持管理に直接携わる者をいう。
- (10) 検査機関：法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた検査機関及び地方公共団体の検査機関をいう。
- (11) 水道事業者：法第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいう。
- (12) 法定検査：法第 34 条の 2 第 2 項に規定する検査をいう。
- (13) 立入検査等：法第 39 条第 3 項に規定する報告の徴収及び立入検査をいう。
- (14) 利用者：貯水槽水道から供給を受ける者をいう。

第3 実施主体

この指針に基づく貯水槽水道の管理向上のための取組は、自治体が主体となり、設置者に対して必要な対応を求めるとともに、水道事業者、検査機関等関係機関の協力を得て実施するものとする。

第4 対象施設

この指針において対象とする施設は、市町村域に設置される貯水槽水道とする。

第5 貯水槽水道に係る条例制定・要綱の策定

自治体は、貯水槽水道の受検状況把握方法の改善及び受検率向上に向けた貯水槽水道の適正な管理指導を行うため、以下の内容を含む条例の制定又は要綱等の策定を行うものとする。

第6 貯水槽水道設置状況の把握

貯水槽水道設置数の把握については、次のとおりとする。

(1) 自治体を実施すること

- ①自治体は、条例・要綱等により貯水槽水道の設置・変更・廃止に係る設置者からの届出を義務付け、施設の設置状況の把握を行うものとする。
- ②自治体は、貯水槽水道の設置場所、設置者、受検状況、指導履歴等指導に必要な情報が記載された「貯水槽水道施設台帳」を作成し、これを常に整理するものとする。
- ③自治体は、水道事業者に、容量不明の貯水槽水道、貯水槽水道の新設、構造等の変更及び廃止についての状況の把握について協力を依頼し、定期的に報告を受けるものとする。
- ④水道事業者及び検査機関に対し、定期的に台帳の写しを送付するものとする。

(2) 水道事業者が実施すること

- ①水道事業者は、給水の申込み等により、貯水槽水道の設置・変更・廃止を把握したときは、当該設置者に対し、自治体へ届出を行うよう助言するものとする。
- ②水道事業者は、給水区域内に新たに設置された貯水槽水道の設置場所等について、定期的に所管自治体あてに情報提供するものとする。

(3) 登録簡易専用水道検査機関が実施すること

検査機関は、検査を実施した貯水槽水道について、その設置者が貯水槽水道設置届等必要な届出をしていないことを把握した場合は、設置者に対し届出を行うよう助言するとともに、所管自治体に連絡するものとする。

(4) 貯水槽水道設置者が実施すること

設置者は、施設の設置等により必要となったとき又は水道事業者の助言或いは自治体の指導があったときは、速やかに届出を行うものとする。

- ①施設を設置したとき（設置の届出）
- ②①の届出内容を変更したとき（変更の届出）
- ③施設を廃止したとき（廃止の届出）

第7 貯水槽水道受検施設状況の把握

貯水槽水道受検施設状況の把握については、次のとおりとする。

(1) 自治体を実施すること

- ①自治体は、条例・要綱により設置者からの受検報告を義務付け、受検状況を直接把握できるよう努めることとする。また、その報告を検査機関が代行でできるよう規定することが望ましい。
- ②自治体は、登録検査機関からの報告がなかった施設に対して、設置者宛てに通知を行い、受検報告を求めるとともに、未受検施設に対して受検指導を行う。
- ③自治体は、毎年事業計画を作成し、全施設の約20%に水道法第39条第3項に基づく立入検査を行うものとする。その際に検査を受検していない施設については、受検するよう指導するものとする。

- ④自治体は、設置者の設置届又は水道業者の情報提供により、貯水槽水道の設置情報を入手した場合、検査機関に通知するものとする。
- ⑤自治体は、常に最新の管内を検査区域とする登録検査機関リストを把握し、新たに登録された機関については、自治体の取組を説明し、依頼事項を伝えるものとする。
- ⑥自治体は、検査機関に対して、設置者等の同意を得た上で、毎月の管轄区域内の検査状況について翌月末日までに、受検報告の写し等により報告することを依頼するものとする。予め検査機関に対し報告様式をはがきにして配布することにより、検査機関が報告の代行を効率的に行うことができるようにすることが望ましい。また、設置者の同意が得られなかった場合も、その件数を合わせて報告するよう求めるものとする。
- ⑦自治体は、貯水槽水道の管理水準向上のために必要なときは、設置者の同意を得たうえで、検査機関に対して受検状況及び施設の管理状況に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(2) 貯水槽水道設置者が実施すること

- ①貯水槽水道の設置者は、検査を受けたときは、条例、要綱に基づいて、その結果を(1)①により自治体に対して報告するものとする。この場合において、当該貯水槽水道の設置者の同意がある場合にあっては、検査実施機関が当該貯水槽水道の設置者に代わって、その結果を報告することができるものとする。

(3) 登録検査機関が実施すること

- ①検査実施期間には設置者の同意を得たうえで、法定検査の結果を自治体あてに積極的に代行報告する。同意が得られない場合にも件数等検査実績の概要について、自治体に報告するとともに、設置者に対して、自治体への受検報告を助言する。
- ②検査機関は(1)⑦による自治体からの情報提供依頼に協力するものとする。

第8 貯水槽水道設置者の啓発

自治体は、貯水槽水道設置者に対し、貯水槽水道の管理に係る意識の向上について、次のとおり努めるものとする。

- ①自治体は、貯水槽水道施設の設置者又は管理者及び貯水槽水道施設の利用者に対し、リーフレット、パンフレット及びホームページ等の活用による情報提供や定期的な講習会の開催等により、施設の維持管理及び検査の重要性に関する啓発を図るものとする。
- ②自治体は、受検施設に対し、施設のエントランス等に貼る検査済みステッカーを交付するなど設置者や利用者の管理意識の向上に努めるものとする。
- ③自治体は、一定期間連続して受検して問題がなかった貯水槽水道施設の設置者に対する優遇策を検討するものとする。
- ④自治体は、貯水槽水道の設置届出時に、貯水槽水道の種類に応じた適切な管理と検査の実施に関する説明をするものとする。

第9 貯水槽水道未受検施設の設置者への指導

自治体は、検査が適切に受検されていない施設の設置者に対し、次の通り指導を行うものとする。

- ①自治体は、水道事業者の報告等により貯水槽水の設置を知ったときは、当該設置者に検査の実施その他水道法に規定する適切な管理をするよう指導するものとする。

- ②自治体は、毎年貯水槽水道施設台帳と検査機関からの報告を照合し、報告がなかった施設の設置者に対して、速やかに検査を受けるよう指導するものとする。指導は、通知、指導票、内容証明郵便等を活用することが望ましい。
- ③自治体は、年間の事業計画に基づく立入検査を行った際に、検査を実施していないことが判明した場合は、文書交付による指導を行うものとする。
- ④自治体は、隣接自治体に跨って設置されている貯水槽水道について、隣接自治体及び設置者と届出先を協議し、協議結果に従い届出を指導するものとする。
- ⑤自治体は、簡易専用水道において、設置者の管理が不適當で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう法第 36 条第 3 項に基づく改善の指示を検討するものとする。また、この改善の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康・利益を阻害するおそれのある場合は、改善するまでの間、水道法第 37 条の規定に基づく給水の停止命令を検討するものとする。
- ⑥自治体は、法定検査を受検しない簡易専用水道の設置者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関により、簡易専用水道の管理状況について検査を受けることが義務付けられ、検査を怠った場合、罰則が適用される場合があることを指導するものとする。(水道法第 54 条)
- ⑦自治体は、指導しても改善しない設置者に対し、警察への告発を検討することを伝え、遵法について指導するものとする。
- ⑧自治体は、設置者が今後も貯水槽水道の管理が不十分となり、改善することが難しいと判断した場合は、直結給水方式に切り替えるよう指導することが望ましい。

参考資料 2

貯水槽水道の管理向上に関する指針（案）に関する調査

（ご担当者）

ご所属		
ご氏名		
連絡先	e-mail	
	TEL	

以下の質問に対し、該当する項目の□にプルダウンメニューから○を入れてください。

付け間違えた場合は、クリアすれば消去できます。

第6 貯水槽水道設置状況の把握（1）①「条例・要綱等により貯水槽水道の設置・変更・廃止に係る設置者からの届出を義務付け、施設の設置状況の把握を行うものとする」の実行可否についてお教えてください。

貯水槽水道の設置状況の把握について、現在の取組状況をお教え下さい。

- 設置者からの届出を義務付けている（届出項目が欠けている場合も含む）
- 実施する予定、あるいは、実施を検討中
- 実施は可能だが、実施する予定はない →1-1 にご回答ください
- 実施不可能、あるいは、非常に困難 →1-1 にご回答ください

1-1 実施の予定がない又は実施不可能な理由をお教え下さい。（複数回答可）

- 予算が確保できない
- どのような手法で把握すればよいか分からない
- 条例等を制定する人的な余裕がない
- 条例等を制定しても実効性を確保できない
- 必要性を感じない
- その他（自由記述、ご意見等もご記入ください）

--

2 第6 貯水槽水道設置状況の把握（1）②「貯水槽水道の設置場所、設置者、受検状況、指導履歴等指導に必要な情報が記載された「貯水槽水道施設台帳」を作成し、これを常に整理する」の実行可否についてお教え下さい。

- 台帳管理をすでに実施している →2-1 及び 2-2 にご回答ください
- 実施する予定、あるいは、実施を検討中 →2-2 にご回答ください
- 実施は可能だが、実施する予定はない →2-3 にご回答ください
- 実施不可能、あるいは、非常に困難 →2-3 にご回答ください

2-1 「すでに実施している」とお答えいただいた方にお伺いします。台帳の管理及び共有状況をお教

え下さい。(複数回答可)

- 定期的に更新している 更新期間 毎
- 更新していない 作成時期 平成 年
- 水道事業者と共有している
- 検査機関と共有している
- 共有していない
- その他 (自由記述、ご意見等もご記入ください)

2-2 「すでに実施している」、又は「実施する予定、あるいは、実施を検討中」とお答えいただいた方にお伺いします。実施における課題や難しい点は何でしょうか。(複数回答可)

- 特にない
- 設置者や設置場所の特定
- 受検状況の確認
- 水道事業者、検査機関との情報交換・共有方法
- 施設の突合せなどによる台帳の精査
- その他 (自由記述、ご意見等もご記入ください)

2-3 現在、台帳を作成していない方にお伺いします。理由をお教え下さい。(複数回答可)

- 予算が確保できない
- 人的な余裕がない
- 設置者、関係機関等の協力を得ることが難しい
- どのような手法で作成すればよいか分からない
- 必要性を感じない
- その他 (自由記述、ご意見等もご記入ください)

3 第6 貯水槽水道設置状況の把握 (1) ③「水道事業者に、容量不明の貯水槽水道、貯水槽水道の新設、構造等の変更及び廃止についての状況の把握について協力を依頼し、定期的に報告を受ける」の実施可否についてお教え下さい。

- 水道事業者との連携をすでに実施している (把握項目が欠けている場合も含む)
- 実施する予定、あるいは、実施を検討中
- 実施は可能だが、実施する予定はない →3-1 にご回答ください
- 実施不可能、あるいは、非常に困難 →3-1 にご回答ください

3-1 「実施は可能だが、する予定はない」、又は「実施不可能」の理由をお教え下さい。(複数回答)

- 予算が確保できない
- 人的な余裕がない

- どのような手法で実施すればよいか分からない
- 水道事業者の協力を得ることが難しい
- 必要性を感じない
- その他（自由記述、ご意見等もご記入ください）

4 第7 貯水槽水道受検施設状況の把握（1）①「自治体は、条例・要綱により設置者からの受検報告を義務付け、受検状況を直接把握できるよう努めること」の実施可否についてお教え下さい。

- 設置者からの報告義務化をすでに実施している →4-1にご回答ください
- 実施する予定、あるいは、実施を検討中
- 実施は可能だが、実施する予定はない →4-2にご回答ください
- 実施不可能、あるいは、非常に困難 →4-2にご回答ください

4-1 既に実施している内容について、条例等の名称、内容のわかるホームページ等のリンク先などについてお教え下さい

4-2 「実施は可能だが、する予定はない」、又は「実施不可能」の理由をお教え下さい。複数回答)

- 予算が確保できない
- 人的な余裕がない
- 設置者の協力を得ることが難しく、実効性を確保できない
- 必要性を感じない
- その他（自由記述、ご意見等もご記入ください）

5 第8 貯水槽水道設置者の啓発（1）①「貯水槽水道施設の設置者又は管理者及び貯水槽水道施設の利用者に対し、リーフレット、パンフレット及びホームページ等の活用による情報提供や定期的な講習会の開催等により、施設の維持管理及び検査の重要性に関する啓発を図る」の実施可否についてお教え下さい。

- すでに実施している →5-1にご回答ください
- 実施する予定、あるいは、実施を検討中 →5-1にご回答ください
- 実施する予定はない

5-1 「すでに実施している」、又は「実施する予定、あるいは、実施を検討中」の場合、どのようなことを実施、あるいは、実施しようとしているのかお教え下さい

6 第8 貯水槽水道設置者の啓発（1）②「受検施設に対し、施設のエントランス等に貼る検査済みステッカーを交付するなど設置者や利用者の管理意識の向上に努める」の実施可否についてお教え下さい。

- すでに実施している →6-1 にご回答ください
- 実施する予定、あるいは、実施を検討中 →6-1 にご回答ください
- 実施する予定はない

6-1 「すでに実施している」、又は「実施する予定、あるいは、実施を検討中」の場合、どのようなことを実施、あるいは、実施しようとしているのかお教え下さい。

7 第8 貯水槽水道設置者の啓発（1）③「一定期間連続して受検して問題がなかった貯水槽水道施設の設置者に対する優遇策を検討する」の実施可否についてお教え下さい。

- すでに実施している →7-1 にご回答ください
- 実施する予定、あるいは、実施を検討中 →7-1 にご回答ください
- 実施する予定はない

7-1 「すでに実施している」、又は「実施する予定、あるいは、実施を検討中」の場合、どのようなことを実施、あるいは、実施しようとしているのかお教え下さい。

8 第9 貯水槽水道未受検施設の設置者への指導（1）①「水道事業者の報告等により貯水槽水の設置を知ったときは、当該設置者に検査の実施その他水道法に規定する適切な管理をするよう指導する」の実施可否についてお教え下さい。

- すでに実施している →8-1 にご回答ください
- 実施する予定、あるいは、実施を検討中 →8-1 にご回答ください
- 実施する予定はない →8-2 にご回答ください

8-1 「すでに実施している」、又は「実施する予定、あるいは、実施を検討中」の場合、どのような指導、指導方法を実施、あるいは、実施しようとしているのかお教え下さい。

8-2 現在、実施する予定のない理由をお教え下さい。（複数回答可）

- 予算が確保できない
- 人的な余裕がない
- 効果的な指導方法が分からない
- 実効性が薄いと考えられる
- 必要性を感じない
- 実施したことがあるが、効果が薄かった
- その他（自由記述、ご意見等もご記入ください）

9 第9 貯水槽水道未受検施設の設置者への指導（1）②「毎年貯水槽水道施設台帳と検査機関からの報告を照合し、報告がなかった施設の設置者に対して、速やかに検査を受けるよう指導する」の実施可否についてお教え下さい。

- すでに実施している →9-1, 9-2, 9-3 にご回答ください
- 実施する予定、あるいは、実施を検討中 →9-1, 9-2, 9-3 にご回答ください
- 実施する予定はない

9-1 「すでに実施している」、又は「実施する予定、あるいは、実施を検討中」の場合、どのような指導、指導方法を実施、あるいは、実施しようとしているのかお教え下さい。

9-2 指導のための、ハガキ、定型フォーム、文書、指導票などのツールがありますか。

- ある
- ない

9-3 9-2 のツールについてであると回答された場合、サンプルのご提供についてご協力ください。ホームページ等で公開しているものがある場合は、その URL 等をお示し下さい。

10 全般についてのご質問

10-1 ご担当地域の受検率について、どのようにお考えでしょうか。該当するものを教えてください。

- 受検率としては十分に高い（必ずしも 100%である必要はない）
- 受検率は低く、改善が必要
- 受検率は低い、特に受検率を上げるための取り組みは必要ない

10-2 ご担当地域の受検率の精度について、どのようにお考えでしょうか。該当するものを教えてください。（複数回答）

- 受検率の精度は十分に高く、実態を示している

- 受検率の精度は低く、実態を示しているかどうか分からない
- 受検率の精度が高いのか、低いのか分からない
- 受検率の精度の向上を図るべきと考えている
- 受検率の精度向上を図る必要は特にない

10-3 当指針（案）に対するご意見をお教え下さい。（複数回答）

- 受検率向上に有効と考えられる
- 受検率向上に有効と考えられるが、実行が困難と考えられる
- 受検率向上に、あまり効果がないと考えられる
- 小規模な自治体では実行が困難
- その他

10-4 受検率向上の取り組み事例についてお教え下さい。

受検状況や施設設置状況の把握、指導などに用いている、受検率向上に役立つ取り組み事例やツール（受検通知、受検報告ハガキ、施設台帳フォーマット）などの事例があれば、お教え下さい。ツールのサンプルなどのご提供を戴けるものがあれば、その旨をお書き添え下さい。

以上、ご協力ありがとうございました。

参考資料 3

貯水槽水道の管理向上に関する指針（案）に関する調査（追加調査）

（ご担当者）

ご所属	
ご氏名	

① 所管管地域の簡易専用水道の施設をどの程度把握していますか。

- 90%以上（ほぼ全部）程度
- 50%以上 90%未満（半分以上）程度
- 50%以下（半分以下）程度
- 分からない

② 所管地域の簡易専用水道施設の受検済み施設をどの程度把握していますか。

- 90%以上（ほぼ全部）程度
- 50%以上 90%未満（半分以上）程度
- 50%以下（半分以下）程度
- 分からない

③ 受検の代行報告を検査機関又は設置者へ依頼（推奨）をされていますか。

③-1 検査機関又は設置者に代行報告を依頼（推奨）している。

- 実施している
- 実施していない
- 現在実施していないが、実施する予定、あるいは、検討中

③-2 検査機関検査機関又は設置者への代行報告の依頼（推奨）を実施している方にお伺いします。

代行報告によって受検施設の把握率は向上しましたか。

- 非常に向上した（受検施設把握率 20%以上増加、あるいは、90%を越えた）
- 向上した
- ほとんど変わらない
- わからない

代行報告の依頼（推奨）前後での受検施設の把握率の変化が分かる場合には、概数でも差し支えありませんので、お教え下さい。			
実施前	%	⇒	実施後 %

③-3 検査機関又は設置者への代行報告の依頼（推奨）を実施していない方にお伺いします。代行報告を依頼（推奨）しない理由をお教え下さい。

- 必要性を感じていない
- 検査機関の協力が得られない。あるいは、得られないと思われる
- 報告に関わる費用負担や予算が取れない

人手がない

その他

--